

平成30年12月11日(火)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ時間・場所 12:54～18:38 701号室 2 取調べ要旨 <p>ハの要件の該当性は、曝露防止の設計がされた、CIP（自動洗浄）機能付きの薬液による滅菌・殺菌が可能な器械だと考えていた。</p> <p>自分がそのような判断をしたので、会議においても、「ハに該当するのは、分解しないで薬液滅菌・殺菌できる装置」「CIP機能付きのもの」等と指示していた。</p> <p>この件は、社長らと個別に話した記憶はないが、社長、[REDACTED]らも、同様の判断をしていたはず。</p> <p>定置した状態で乾熱殺菌ができるという認識は一切なかったが、今日、該当すると分かったので、今後は輸出申請をする。</p> 3 取調べ内容		
(1) 輸出業務について 問 該非判定の決裁は。 答 該非判定書は、規程上、私等の該非判定委員会で判定することとなっているが、実際は、担当者の[REDACTED]や[REDACTED]どまり。 私は個別に確認していない。		
(2) イ、ロ、ハの該当基準、該当機器について 問 イは。 答 当社の製品はほぼ該当している。 問 ロは。 答 TJノズルとRJノズル搭載の機器は、該当する。 <p>二流対ノズルでも、原液流量を減らして圧力を上げると、平均粒子径10マイクロ以下のものが製造できる。</p> <p>これも該当とすると、ほぼ全てが該当になるため、顧客の希望条件である仕様書記載の設定で運転した場合の数値で判断している。</p> 問 ディスク型のアトマイザをTJ・RJノズルに交換可能か。		

答 乾燥室上部に取り付けるタイプであれば、交換が可能。

問 それは該当ということでは。

答 そうですよね。

問 ハについて

答 医薬品を作れる仕様の物なら該当かと思う。

医薬品には人体に悪影響を及ぼす物があり、分解して洗浄することは人体に害があるので、分解しないで洗浄、滅菌・殺菌をする必要がある。

これが出来るのは、曝露防止が設計された、CIP（自動洗浄）付きのみだと思う。

(3) 滅菌・殺菌について

問 滅菌・殺菌方法は。

答 温水、熱、薬液、蒸気等がある。

問 热風・乾熱も含まれるのか。

答 含まれる。

問 滅菌の定義は。

答 菌が存在しないと理解している。

問 殺菌とは。

答 菌が残ってても死んでいればいい。

問 滅菌の指標菌は。

答 食品で言えば大腸菌。

問 殺菌の指標菌は。

答 メーカーによって異なるが、大腸菌ですか。

問 指標菌である大腸菌は、何度程度の乾熱で死ぬのか。

答 確か100℃以上である程度ホールド（キープ）できれば死ぬはず。

問 それなら、スプレードライヤの乾熱で菌は死ぬ。

答 () 私どもは、そういう考え方はなかった。その考え方であれば、うちの製品はほとんど該当になる。

我々の認識としては、生物兵器が製造可能な機械の条件は、菌を封じ込める（曝露防止）設備でなければならないと考えている。

厳密に言えば、クリーンルームやグローブボックスに小さなスプレードライヤを入れて外と中の圧力調整を行い、かつそれがボタンひとつで自動で洗浄、薬液滅菌・殺菌が出来るような装置と考えていた。

こうした機器は、回収部分のバルブも上下2枚に分かれて密閉され、粉体が漏れない仕組みになっている。

問 滅菌殺菌方法は熱風を含むと言っていたのに、器械そのものの機能の乾熱による殺菌方法は考えなかつたのか。

答 今まで考えたことはなかつた。申し訳ない。

問 社内で滅菌殺菌の方法や可否について話し合わなかったのか。

答 話し合いはなかった。自分が判断し、会議で「ハに該当するのは、分解しないで薬液滅菌・殺菌できる装置」「CIP機能付きのもの」等と指示していた。

社長、[]らも、同様の判断をしていたはず。話したことがあったかもしれないが、覚えていない。

乾熱で殺菌出来るという認識は一切なかったが、今日、該当すると分かったので、今後は輸出申請をする。

問 オープン型でも、定置での殺菌が出来る出来ないで言えば、出来ると分かっていたのでは。

答 オープン型だと、菌がダダ漏れになってしまうのでは。

問 通常のオプションでHEPAフィルタを付けければ済むのでは。

答 そういう考え方ですか。

とにかく、今まで、乾熱での殺菌という考え方はなかった。

なかつたものはなかつた。勘弁してほしい。

(4) 取引先のコンプライアンスについて

問 具体的にどのように行っていたのか。

答 経産省のブラックリストに載っている相手とは取引をしない。

軍事転用しない旨の誓約書も必ず書かせていた。

ただ、警察の捜索後に調査したら、上海大川原が噴霧乾燥機を販売した「[]」の親会社が「[]」というリスト掲載の会社であることが分かつた。まずいことをした。

平成30年12月20日(木)

メ モ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ時間・場所 13:01～18:01 701号室	
2 取調べ要旨 <p>ハの該当性の線引きを決めたのは、相嶋を中心に、島田、社長、[REDACTED]、 [REDACTED]の5名。</p> <p>法改正前から条文が決定する過程で、上記5名が出席した役員会議や、島田と相嶋や社長とのやり取り等を経て、トータル的に線引きが決まった。</p> <p>相嶋が、役員会議で、「条文に『軍用の細菌製剤の開発、製造』とあるので、曝露の問題が出る。だから『定置した状態で』という言葉になった。曝露防止をするために、封じ込め・自動洗浄・滅菌の設計をしたものが該当する。」と発言したことがあった。</p> <p>自分も同様の考え方だった。社長や他の者も同意している感じだった。</p> <p>乾熱での方法でハの要件も該当することが改めて分かったので、今後は輸出申請をする。</p>	
3 取調べ内容 (1) 最近の動向について <p>問 中国への出張には、社長、[REDACTED]と行ったのか。</p> <p>答 はい。</p> <p>問 目的は。</p> <p>答 上海大川原での董事会に出席するため。</p> <p>問 その内容は。</p> <p>答 日本で言う、取締役会議兼株主総会のようなもの。</p> <p>問 そこで警察の捜索が入ったことは話したのか。</p> <p>答 話していない。</p> <p>問 社長とは。</p> <p>答 話している。</p> <p>問 社長は何と言っているのか。</p> <p>答 うちはやましいことは何もしていない。正々堂々としよう、行こうと。</p>	

(2) 該当性について

問 社長は今でも非該当と言っているのか。

答 はい。私も、前回、乾熱で殺菌できる装置と言われたが、そうは思っていない。

問 理由は。

答 条文に「軍用の細菌製剤の製造」とあり、「定置した状態で滅菌殺菌」ともあるので、曝露防止の設計がされたもの、分解しないでCIP等で自動洗浄・滅菌ができる、そういうた器械しか該当しないと考えている。

問 条文に専用設計、設計など、一言もない。

答 でも、そのように考えていた。クリーンルーム、グローブボックス等でも封じ込めて。

問 それは別の規制品。あくまで噴霧乾燥器がイ・ロ・ハの文言に当たるか否か、出来るか否か。

答 実は、私も改めて勉強したんだが、滅菌殺菌の定義とは。

問 滅菌はあらゆるもののが死滅。殺菌はそれより弱いのは当たり前で、規制の文言が求めていることを自分で考えろ。粉体にした菌や毒素の残りではないのか。

答 でも、大腸菌等がどれくらいの温度で死ぬのか分からぬ。

問 通常の生き物がどの程度の環境で死ぬのか、自分で常識で判断しろ。

答 なるほど、はい。

問 当時から乾熱での殺菌が可能と分かっていたとしか、証拠資料からは読み取れない。その場しのぎ、矛盾だらけだし。

答 定置でとあるので、CIP等の設計をした器械という考え方しかなく、熱風での方法は本当に考えてもいなかった。

問 ある器械について、定置した状態で薬液・乾熱等を投入することは可能でも、滅菌殺菌ができたことを検証することは不可能と言っているが。

答 確か、相島に聞いて、相島が言ったことをなるほどと思って、そのまま言った。

問 乾熱の方法でできると分かっていたから。

答 本当に、当時はCIP付きのものという考え方しかなかった。

問 社員に意見は求めたか。乾熱の方法があることを知らせたか。

答 知らせていな。

問 相島に振るのか。誰が責任取るんだ。

答 本当に私と上層部の責任。今後は輸出申請をする。

(3) 該非の線引きをした者及びその経緯

問 誰が、いつ、どこで、該非の線引きを決めたのか。

答 主に、私のほか、相嶋、社長、[]、あと[]。

システックから噴霧乾燥器について質問をされてから、役員会議や、私が相嶋や社長に報告や意見を求めたり。そういったことがトータル的に。相嶋が中心だった。

問 具体的なエピソードを。

答 確か条文が決まった頃、本社での役員会議で、相嶋が「条文に『軍用の細菌製剤の開発、製造』とあるので曝露の問題が出る。だから『定置した状態で』という言葉になった。曝露防止をするために、封じ込め・自動洗浄・滅菌の設計をしたものが該当する。」と発言したことがあった。

問 他の者は。

答 自分も同様の考え方だった。社長や他の者も同意している感じだった。

相嶋は、年配でハッキリと発言をするタイプで、器械のことも詳しい。社長は、こういう時、同意する感じで頷くタイプ。[]も、設計部にもいたが管理部が長く、あまり発言するタイプではない。[]は、個別にこの件について話をした感じはないが、役員会議に出ていたので。

問 他のエピソードは。

答 何回か、システックや経済産業省に説明に行った後、しっかりと説明ができる相嶋も一緒に行ってもらった。主に相嶋が、先ほどの役員会議で言った内容等を説明した。その後会社で社長に報告した際、社長は同意している感じで頷いていた。あと、私と[]で、社内の輸出管理規程を作成した。

問 システックから乾熱の方法も含むと聞いた後に、社内で「分解しないで薬液・蒸気滅菌できる装置」と言ったのは。

答 確か、そういう解釈になったのは、相嶋が社長に言われたからと記憶している。確かに、相嶋だった。この件について、社長と相嶋が「この認識で解釈すれば該当しない」と言っていた。

問 この認識とは。

答 C I P付のもの。

問 別の認識で解釈すれば該当することもある、例えば乾熱殺菌とか。そういう認識が社長や相嶋にはあったのか。

答 そこまでは分からない。何しろ私は技術畠でないので。

問 []には、同様の理由で線引きするよう指示したのか。

答 しているはず。

問 適当すぎる。他の海外営業部の社員は。

答 知らないと思う。適当と言われればそのとおりと言うしかない。

(4) その他

問 (7. 4 文書を示し) このシステム宛の書面は。

答 これはメールで確認した記憶がある。システムから技術系の社員の話を聞きたいと頼まれたので、[] が担当となり、これを作成した。私は何かの用事があったので、代わりに [] が [] と一緒に行った。

問 []とのやり取りは。

答 あまり印象がない。

問 AG英文の原文に、「steam」を加える等を意見したのは島田か。

答 あれは、システムの人が加除訂正したはず。

今回の件は、システムが警察に言ったからだと思っている。

(5) 次回取調べ

12月26日(水)午後1時

平成30年12月26日(水)

メモ	担当者	[REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
<p>1 取調べ時間・場所 13:04～17:53 722号室</p> <p>2 取調べ要旨 当時は、相嶋から言われた「曝露防止の設計がされ、かつCIP機能付の自動で洗浄・薬液滅菌できる装置が該当」と考えていた。 当時から乾熱で菌は死ぬという考えはあったが、上記のような装置が該当すると思っていたので、空焚きで殺菌する方法は考えもしなかった。 また、相嶋から「滅菌・殺菌できたことを定置した状態で検証することができない」と説明を受け、この理由からも非該当だと考えていた。 (総じて、感情的、非協力的、否認の仕方が支離滅裂)</p> <p>3 取調べ内容 (1) 経歴 [REDACTED]</p> <p>(2) システックとのやり取り システックからSDに関する説明を求められ始めた平成23年当時、相嶋から「貿易にかかることだから、その責任者はお前だろ」と言わされたの</p>		

で、私が受け持った。

2、3回システックに行って、SDとはこういうもの等と説明をしたが、私では装置や滅菌・殺菌のことを説明しきれなくなつた。

そこで、相嶋に「私じゃ無理だからお願ひします」と頼んで、一緒に行ってもらつた。

相嶋はシステックで「細菌製剤だと曝露の問題が出る。被曝防止、CIP機能付で自動洗浄・滅菌ができる装置が該当する」等の説明をした。

また、システックにおいて、相嶋が■さんと滅菌・殺菌の見解で異なり、■さんも当社が該当品を作っているような口ぶりだったので、相嶋が声を荒げて反論をしたことわつた。

私は、今も滅菌殺菌が意味することが分からぬことわつて、当時相嶋らが交わした言葉は思い出せない。

相嶋は日頃、「何でこんな規制をするんだよ」等と言っていた。

私は、システックの人には「民生用は止めないでくれ」「そうならないようしてくれ」と要請をしてきたが、■さんも「スチーム（蒸気）だけにしないと止まっちゃうね」と言って、同じ考え方のようだつた。

結局、現行法の条文に決まり、その文言が何とでもとれる言い回しと思つた。

なお、システックから依頼を受けたガイダンスの文章は、私が書いたのではなく、社長と相嶋が書いた。

(3) 該非判定の線引き

システックからSDに関する質問を受け始めてから、主に、私、相嶋、社長の3人で「どういった器械が当たるのか」等と話してきた。

大抵相嶋、時々社長が、「細菌製造装置だと曝露の問題が出るので、曝露防止の設計がされた、CIP機能付の自動で洗浄・薬液滅菌できる装置が該当する」「そういう装置を言う」等と言っていた。

私も、そういうのが該当なんだろうという考えだつた。

毎月、第1週の月曜日の午前中に業務運営会議があり、その日の午後に開催された役員会議でも規制に関する話は出たが、そこでは、相嶋や私が、3人で話した内容を■や■に伝えていたという感じ。

当時私は海外営業部の部長であったため、自席は2階で、3階の相嶋の席や社長室に行き、1対1で話したり、相嶋と2人で社長室に入って話をしてきた。

それなので、SDの空焚きで滅菌・殺菌をするという考えは、当時、思いもよらなかつた。

（「装置内に蒸気・薬液・乾熱を投入することはできるが、定置した状態で滅菌・殺菌ができたことを検証することは不可能と思う」と自分でシステックにメールを送っている。■出張の際に、ユーザーから装置のC

I P機能がない箇所を乾熱で殺菌したいという話があったのでは)

システムに送ったメールの内容は、そのときに相嶋が意見したこと。

それで私も、乾熱で装置内の菌は死ぬが、滅菌・殺菌できたことを分解しないで定置した状態で検証することはできないという考えになった。

■■■の納品先の件は、装置内のC I P機能がない箇所は、別個のヒータを取り付けて対応した。

だから、当時、SDの空焚きだけの方法での殺菌という考えにはならなかつた。

菌を生きたまま粉体化するには、品温を下げるために、入口と出口温度を下げて運転する必要があるので、当然、高温・長時間の運転で装置内の菌は死ぬ。

それでも、何度の温度を基準にして判定すればよいのか分からぬ。

本当に、乾熱で殺菌することができると思っていたと方向付けするのはやめていただきたい。

何でそう言わないといけないのか。

私は、相嶋や社長が言ってきた内容を、私もそういうものだと。

実際、線引きについて細かくは詰めていない、十分に話し合ったとも言えない。

相嶋や社長の内心も分からぬ、直接聞いてほしい。

(4) 社長、相嶋、■■■、■■■

社長は、尊敬している。

相嶋は、技術に長けている。

2人に対して、これ以上は言いたくない。

社内の輸出管理規程は、主に■■■が作成し、私も意見を言うかたちで共同で作成した。

役員会議の書記は、■■■が担当していたが、■■■が執行役員になったのを機に■■■に代わった。

■■■は、通関業務の手続・書類を担当していたので、一緒にシステムに行ってもらった。彼女に罪はない。

(5) 12月13日付のメール

12月11日の取調べで、当社製の装置が規制に当たる、管理体制が適当すぎると指摘を受けたので、社長を含め、全社員にメールを送信した。

メールの内容は、項目別対比表を添付して、判定基準、判定責任者を会社全体で明確にする必要があるというもの。

(6) その他

(声を荒げて)

スプレードライヤの許可なんか経産省で下りないから、輸出はストップする。

部下を呼ぶのは止めてほしい。

上の者だけでよいのではないか。

警察には2度と来たくない。

上海大川原の納入先資料を警察に提出したのに、今回の件の装置、納品先さえ教えてもらえない。

システックにも、さんざん協力してきたのに。

もう疲れた。

(7) 次回取調べ

1月10日(木)午後2時

平成31年1月10日(木)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
<p>1 取調べ日・場所 1月10日 原宿分室 722号室</p> <p>2 取調べ要旨 (取調べ開始時) 今でも、曝露防止の設計がされ、CIP等で自動で洗浄・滅菌できる装置が該当だと考えている。 (その後) HEPAフィルタを付けて装置内を陰圧にして運転すれば、粉体は外に漏れない。そして、熱風を送り込む方法で定置した状態で装置内部を殺菌することもできるので、規制に該当する。 ただし、このような装置も該当するとは考えていないかった。</p> <p>3 取調べ内容</p> <p>(1) 体調 (入室時、呼吸が荒い) 一昨日と昨日、風邪の症状で起き上がることもできず、会社を休んだ。 今日は、熱も下がった感じで、少し楽になった。 病院には行ってなく、熱も計っていない。インフルかもしれない。 (辛くなったら直ぐに申し出るよう伝えた)</p> <p>(2) ハの該当性 答 条文に「軍用の細菌製剤の製造」「定置」等があるので、当時も、今でも、曝露防止の設計がされて、かつ、CIP等で自動で洗浄・滅菌できる装置が該当と考えている。</p> <p>問 曝露防止の設計がされてないと、どの箇所から、どれくらい漏洩するのか。 答 排気口等から、相当漏れる。</p> <p>問 排気口等にHEPAフィルタを付けて、送風・排風量を調整して、内部を陰圧にすれば、漏れないのでは。 答 確かに漏れない。HEPAフィルタも、99.97%集塵できるタイプがある。</p> <p>問 その後、一定の高温を送り込んで、菌が死なない理由はあるのか。</p>		

答 その方法で、菌は死ぬ。けれど、そういう方法が、定置した状態で滅菌・殺菌をする方法に当たるとは、当時は考えていなかった。

問 クローズド型の場合も、同様に、該当するのか。

答 クローズドも同じ。HEPAフィルタを製品回収部分から排気口までに1箇所付ければ、粉体は漏れない。

ただし、熱交換器の冷却機が壊れてしまうはず。

(3) 「蒸気滅菌」と提案した件

問 滅菌・殺菌方法について「蒸気滅菌としたほうが」と自ら意見しているが。

答 それならば、自分で意見したはず。ただ、経産省やシステックも同じ意見だった。

問 社長や相嶋の意見は。

答 2人とどこまで話したのか、覚えていない。

問 その後、「乾熱でも滅菌できるので、条文は、方法を指定せず包括的な文言になる」と通知されている。そのとき、社内で、誰がどういう判断をしたのか。

答 特に。一貫して、曝露防止、自動で滅菌・殺菌ができるものが該当だと考えていたから。そもそも、噴霧乾燥器の規制は、ハが定量的に書かれていません。だから、社長、相嶋からも「こんな理解だね。」と。

(4) 輸出許可申請

問 [REDACTED]、ワープロ等の規制品を経産省に輸出の申請をした際、どれくらい労を要したのか。

答 大分、手間取った。当時の通産省に10回ぐらい行った。許可なんか下りなかつた。

問 それを理由に、今回の件が会社のためにしたことであっても、法律違反になる。

答 そういうつもりではない。

問 その経験を基に、社長、相嶋とは、どのような話を。

答 特に、2人には話していない。

問 話さない理由がない。

答 話していないはず。ただ、今話を進めている輸出案件については、しつかりと考えている。[REDACTED]2件、[REDACTED]1件の3件を抱えている。ディスク式の装置だが、ハの規制や今後のこととも含め、近いうちに私1人で経産省に相談に行くつもりでいる。

(5) その他

呼吸が「はあはあ」とさらに荒くなつたので、具合を尋ねたところ、「頭も少しフラフラする」と答えた。

取調べを終了することと、島田、社長、相嶋の3人は今後、少なくとも

週に1回は調べに応じてもらう旨を告げると、無言で頷いた。

(6) 次回取調べ

1月18日(金)午後2時

平成31年1月18日(金)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 1月18日 原宿分室 701号室	
2 取調べ内容 (各証拠品を提示)	
(1) 平成24年1月24日、大川原訪問記録 <p>資料にあるとおり、私と [REDACTED] の2人で、本社にて、経産省やシスティックの担当者から、噴霧乾燥器の特徴・性能等について質問を受けた。</p> <p>自分が主に発言をしたし、[REDACTED] が言ったはずがないので、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌・殺菌できる」とあるのは、私が言ったことに間違いない。</p> <p>私は、当時、噴霧乾燥器を空焚きすれば、装置内部を滅菌・殺菌できると考えていたということだ。</p>	
(2) 平成24年2月23日、会合 <p>私が、システィックに行って、前回聞かれたことを再討議したことは間違いない。</p> <p>私1人で行ったのか、[REDACTED] か相島と2人で行ったのか、思い出せない。</p> <p>私が、経産省やシスティックに行ったのは、経産省が1回で、システィックが3、4回。</p> <p>経産省は、社長とパブリックコメントに関して行った件で、社長はシスティックには行っていない。</p> <p>システィックは、[REDACTED] と1、2回、相島と確か1回、自分1人で1回。</p>	
(3) 平成24年3月12日、島田から経産省 [REDACTED] 宛メール <p>「菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうがと提案しました」とあるが、当時私は、経産省やシスティックに、噴霧乾燥器に対する規制が広範囲に、平和利用の民生用にまで渡らないように要請してきた。</p> <p>このような蒸気滅菌に限定する等の各意見は、社長や相島の指示を仰いで、していたことだった。</p> <p>ただ、私としては「殺菌をなくしてくれ、入れないでくれ」等の発言を</p>	

した記憶はない。

私は今でも、滅菌・殺菌の定義について、滅菌が菌がないこと、殺菌が菌が死ぬことぐらいの感覚しかない。

(4) 平成 24 年 3 月 12 日、経産省 [] から島田宛メール

このときのメールで、蒸気・熱・放熱等のあらゆる方法での滅菌・殺菌を含むということは分かった。

社長と相嶋にはこの旨を伝えたが、他の社員には伝えたいなかったはず。

(5) 相嶋とシステック []との口論

私と相嶋の 2 人でシステックに行った際、相嶋と [] から来ていた担当者が、口論になった。

滅菌殺菌の定義・解釈が異なるというよりは、お互いに、相手の口の利き方を捉えて怒っていたという感じだった。

(6) 「滅菌殺菌ができるもの」の考え方

この解釈については、自分から社長・相嶋に意見はしていない。

2 人から、「定置して」とあるし、曝露防止の設計がされて、自動で、薬液や蒸気で滅菌・殺菌ができるような装置が該当すると聞いていた。

(7) 平成 25 年 7 月 2 日、システック [] から島田宛メール

システックから改正案が送られてきたので、社長と相嶋にも手渡して見せた。

このとき、ハの規制にある「滅菌又は殺菌」という文言について、このままでは該当しうる等の話は出なかった。

(8) 平成 25 年 8 月 19 日、経産省からのヒアリング

パブリックコメントを上げるうえで、私と社長の 2 人で経産省に行き、担当者と会談した。

このとき、担当者から「このかたちでパブリックコメントが出ます」と条文案が示されたが、社長も、ハの条文について、特に意見はなかった。

(9) 平成 25 年 9 月 27 日、島田作成の社内連絡書

当時、経産省から、法改正により、噴霧乾燥器が規制に追加され、その条文が確定したことを確認した。

そのとき、冊子のような物が送られてきたのか、覚えていないが、あつたかもしれない。

送られてきた条文等に私が手書きを加え、社内連絡書に添付した。

このとき、相嶋から、直接 1 対 1 で決裁を受けたが、特に、ハの規制に関するコメントがあった記憶はない。

こういった理由で、条文制定時に相嶋が私に「こうなったら輸出できなくなる、申請しないといけなくなる。経産省に行って確認しろ」と言ったということはない。

(10) 平成 25 年 9 月 30 日、営業会議議事録

私が「SDの輸出規制。生物兵器に転用可能なため、許可申請や該非判定が必要になる」と指示しており、リスト規制に該当すれば、民生用途であっても生物兵器に転用可能なため、輸出許可の申請が必要ということは分かっていた。

(11) 法改正時の業務運営会議

平成25年8.9.10月ころの業務運営会議で、相嶋が「定置で滅菌・殺菌ができるのは、自動で分解せずに薬液や蒸気で滅菌・殺菌ができる装置」と指示もしていた。

(12) システック依頼のガイダンス

相嶋と社長に、システック作成の文面に対する補正を依頼した。

長めの文章が社長の字、「原料の液体は水の他」「製造粉体の」「二流対ノズル」の箇所が相嶋の字で、それ以外はすべて社長が書いたもの。

(13) 該非判定、認識

該非判定について、勝手な判断をしていたのは間違いない。

口の規制は、私から社長に、ハの規制は、社長や相嶋が私に申し向けるという感じだった。

口の平均粒子径は、私から社長に「TJ・RJノズルが出荷時に付いている物ですよね。そして、仕様書に記載されている条件で運転させた場合に製造できるものが該当ですよね」と、自分の判断を伝えた。

ハについては、社長や相嶋から、曝露防止の設計がされて、自動で、薬液や蒸気で滅菌・殺菌ができるような装置と聞いていた。

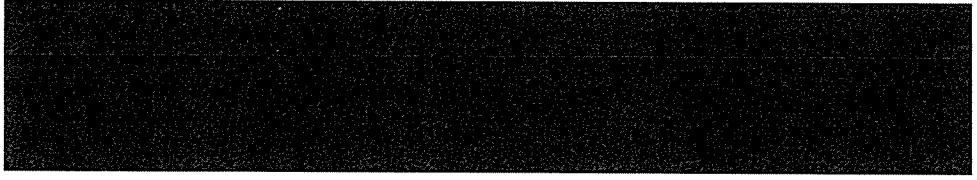
私は、輸出と、ある程度器械についても知っているが、滅菌殺菌等の薬学・医薬分野は全く分からぬから。

ただ、私は、■■■■■の部下には「分解しないで滅菌殺菌できるものが該当だから、当社製は該当しない」と指示したり、「こういうふうに考えているんだよ」と話していた。

だから、今回の件で責任を取らないとならないのは、私、社長、相嶋の3人。

あと、当社の輸出管理規程も、私が作成者となっているし、■■■■■ではなく私が中心に作成したはず。

(14) 近況



3 次回取調べ
1月29日(火)午前10時

平成31年1月29日(火)

メ	モ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏 名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]			
<p>1 取調べ日・場所 1月29日 原宿分室 708号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) 供述調書1通作成(H24.1.24の打合せについて) 当日、雪が降っていたという記憶はない。 打合せの実施場所は、東北の震災が発生した年に本社を改装したが、その改装後の本社3階の会議室を使用した。</p> <p>(2) H24.2.23打合せ 平成24年2月23日のシステックでの打合せは、自分1人で行ったのか、[REDACTED]か相島と一緒に行ったのか思い出せない。 (証拠品の2011年度版システック発行のガイドラインに、①AG改正案原文の「滅菌殺菌」の箇所等に加除訂正がされたファックス文の写し、②同原文に「乾燥温度、サイズ」等と手書きされた用紙、③経産省の[REDACTED]、[REDACTED]、システックの[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の5名分の名刺が印刷された用紙が在中していたことを教示) ファックス文の写しの送信日時が平成24年2月23日の打合開始前の同日8時53分付なので、「sterilized」の前に「steam」を入れて「disfected」を削除している点を話し合ったことに間違いない。 これには「[REDACTED]」と記載があるので、この加除訂正は、私の字ではないし、システックの[REDACTED]さんが書いたものだと思う。 別の紙に「乾燥温度」「サイズ」と手書きされている箇所も、私の字ではない。 相島の字に似ているような気もある。 名刺にある5名の人と、この打合せの場で名刺を交換し、ガイドラインも受領したはず。 滅菌・殺菌方法を蒸気滅菌に限定するという案は、この時期、弊社、システック、経産省の共通した要望だったのではないか。 私は、単に、滅菌・殺菌方法を限定することで、規制が広範囲に亘らず、</p>			

自社製噴霧乾燥器の輸出が規制されないようにしたいという考えだった。

社長や相嶋は、別の理由付けも言っていたはずだが、覚えていない。

(3) H24.3～4

平成24年3月当時に、経産省やシステックと「滅菌・殺菌」の規制範囲についてメールでやり取りをした内容は、社長と相嶋にも報告した。

私は「菌体を想定しているので蒸気滅菌としたほうがと提案しました」とメールを送っているが、「菌体を想定しているので」という理由付けは、自分の考えではなかったので覚えていない。

やはり、単に、規制範囲が広がって、一般貿易に支障が出ないようにとういう考えだった。

その後のやり取りで、結局、滅菌・殺菌の方法や範囲は、蒸気、熱、放熱、薬液等の全ての方法を含み、包括的な文言にならざるを得ないと認識した。

同年4月には、AGにおける噴霧乾燥器の規制文がメールで送られてきて、「sterilized or disinfected」と方法を指定しない単に滅菌・殺菌という文言になることを知った。

この内容も、社長と相嶋に報告をした。

(4) H24.5.7 業務運営会議

私がこの会議で、規制の要件として「分解せずに薬液・蒸気滅菌できる装置」と発言している件は、おかしすぎる。

私の単純な間違いなのか、私がメールのやり取りを誤解したのか、当時相嶋とシステックに行って解釈が変わったのか。

相嶋宛てに、この頃から経産省からメールが届かなくなった理由は、相嶋がシステックでもめたのが原因で、経産省やシステックのほうが嫌がつたのではないか。

(5) H25.7～9

この時期に国内改正案の文言が固まっていたが、社長や相嶋から、当社製の定形機が該当しうる等の言葉は一切なかった。

平成25年7月、システックから改正案がメールで送られてきたとき、社長と相嶋にも、資料を手渡して報告した。

同年8月、パブコメの件で社長と経産省に行ったとき、同年9月付け経済産業省作成の「安全保障貿易管理について」も受領した（「海外規制対応法」ファイルに在中）。

この書面に手書きしている箇所は、私が書いたもので、「民生品であっても、輸出許可が必要か否かを確認ください。該当品の場合は、経済産業大臣の輸出許可が必要です」という箇所を含め、全て目を通した。

同年9月、法令上の文言が決定した際、私が条文等を添付した社内連絡書を作成し、同じ経営企画室に在籍していた相嶋から直接決裁を受けた。

社長の決裁は取っていないが、社内連絡書は、必ず社長のもとに渡る社内資料だった。

とにかく、この時期に、相嶋から「経産省に行って、殺菌が意味することを確認するように」等と言われた記憶はない。

条文等が記載された冊子様のものが送られてきたかについては、あったかもしれないが、記憶はない。

(6) 非該当と決めた者、具体的な発言

これまで、ハの規制に関して、相嶋が「曝露防止の設計がされ、CIP等の機能付きの自動で滅菌・殺菌が可能な装置が該当する」と意見をしていましたと話してきたが、具体的な文言等を改めて思い返すと、曝露防止がどうのという話はなかったかもしれない。

自分が勝手に思っていただけかも。

同様の考え方だったはずだが。

ただ、相嶋は間違いなく「定置での滅菌・殺菌には、うちのは殆ど該当しない」という発言をしていた。

平成25年7～10月ころの会議、確か業務運営会議でも、相嶋が同様のことを言っていたのは間違いない。

(7) 輸出管理フロー図

何度か改正があったが、全て、[REDACTED]が作成した。

[REDACTED]
この書類に私は一切関知してなく、各輸出案件につき、フロー図にある該非判定委員会が判定したこともない。

(8) 近況、その他

昨年12月26日、社長、私、[REDACTED]の3人で弁護士に相談に行った。

そのときの資料もある。

(承諾を得て内容を書き写した)

「作成者 [REDACTED]

相談先 和田倉門法律事務所の高田弁護士

警察は事の重大さ（軍事に使われた事実等）を持って判断していると思う。

ただ書類上の○×では立件しないだろう。

過去の事例を見ると、略式判決が多い。

今後の該非判定については、経産省に相談してはどうか。

事情聴取に弁護士は立ち会えない。

聴取時間外でのアドバイスのみ。」

今、輸出案件を6件抱えており、経産省がハについては「曝露防止は要件に含まない」と言うので、全て申請をしないとならない。

経産省から必要書類や申請書類の書き方を聞いているが、大変なことになっている。

ところで、AGの原文にも、規制対象の「typical application（典型的な使用例）として、「API (active pharmaceutical ingredient)、いわゆる高活性物質」と書かれている。

何で、日本は、ただ滅菌又は殺菌で、経産省も全部該当みたいなことを言うんだろう。本当に不思議だ。

最近、社長に「非該当と社長が判断したわけではなく、私が判断したと言うのですか。残念です」とメールを送ったら、社長から「申し訳ない。全ての責任は私にある」と回答が来た。

また、社長は最近、「高度な殺菌ができるものが該当」とか言っていたが、そんな言葉は今まで聞いたこともなかった。

やはり、今回の件で責任を取らなければならないのは、自分と社長と相鳴。

(9) 被疑者の印象

(

)

4 次回取調べ

2月8日（金）午前10時

平成31年2月8日(金)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調日・場所 2月8日 原宿分室 711号室		
2 取調べ内容 (1) H24.2.23 打合せ <p>相嶋が作成した技術資料は、確かに1月24日の打合せで渡した。</p> <p>1月24日に、[REDACTED]さんから滅菌・殺菌に関する質問があり、また同様の質問をすると言われたので、2月23日の打合せは、相嶋に「私では対応が無理なので、一緒にお願いします」と頼んだ。</p> <p>打合せにおいて、[REDACTED]さんから「日本はAG会合で、蒸気滅菌に限定すべきと提案しているが、日本以外の各国がAG規制文原文の滅菌又は殺菌という内容に合意しているので、原文のままになる見込みとの説明を受けた。</p> <p>相嶋は、規制内容に納得がいかなかったのか、相手の言葉尻を捉える感じで、いきなり[REDACTED]さんを怒鳴り付け、互いに大声で口論となつた。</p> <p>その後、イ・ロ・ハの各要件について討議されたが、イの水分蒸発量は、相嶋か私が「入口・出口温度と風量の基準値を決めないとならない。温度や風量を変えると蒸発量も変わる。また、400キログラム以下というのは規制が広範囲すぎる」と提案した。</p> <p>ロの平均粒子径は、相嶋か私が「粒子径の計測方法を特定しないとならない」と提案した。</p> <p>ハの滅菌・殺菌は、相嶋が「殺菌では、菌が生き残っている可能性がある」と提案した。</p> <p>私も、殺菌も含めると規制が広範囲になつてしまつと思った。</p> <p>打合せ後、当日かその翌日に、確かに1人で社長室で、交換した名刺の写しとAG規制文原文を社長に見せて、「この方たちと打合せをしましたが、日本は、蒸気滅菌に限定するという規制案を提案していますが、AGの原文のこういうかたちで規制されるようですよ」と報告した。</p> <p>社長は、不満気な表情で、納得していない様子だった。</p>		

(2) H24.3.9～3.12 メール

3月9日に [] さんから、各国が蒸気滅菌以外の方法も含むべきと意見している旨のメールが来たので、相嶋に相談した。

相嶋は私に、「殺菌も含めると規制が広範囲になる。殺菌では、菌が生き残っている状態もあり得る」と指示をしたので、3月12日に私が「菌体を想定しているので、蒸気滅菌と提案しました」と返信した。

3月12日の深夜に「ハの規制は包括的な文言にせざるを得ない」旨のメールが来た後、翌日の3月13日に [] さんから電話があり、メールの記載内容と同様のことを告げられたので、「そうですか」と答えた。

その日か直近の日に、社長室で社長に「[] さんから、今のAGの動きでは、日本の案は通らない見込みだと連絡を受けました」と報告したところ、社長は納得がいかない様子だった。

(4) H24.4.11、4.26

4月11日にAG原案が合意された旨のメールが届いたが、このことは社長に報告した記憶はない。

4月26日にAG規制文をメールで受け取った際は、これを印字して、社長室で社長に「AGの文章はこうなりました」と報告した。

やはり社長は、規制内容に不満気な様子だった。

(5) 該非の判断基準

イとロの判断基準は、私が決めた。

イの水分蒸発量は、仕様書の設定条件で運転した際の数値が範囲内にあるか否か、ロの平均粒子径は、出荷時において製造可能か否か、TJ・RJ等の該当ノズルが付いているか否かで判断することとした。

こうしないと、ほぼ全てが該当になってしまふので、このような基準とした。

法改正時に、私が社長に、私が考えていたイ・ロの判断基準を説明し、「こうした解釈でいいんですね」と報告したところ、社長も頷いていた。

ハの滅菌・殺菌は、相嶋が、法改正時かその直後に、確か業務運営会議で「ハについては、ほぼ該当しない。CIP等の機能が付いた、自動で洗浄や薬液等で滅菌殺菌ができる装置が該当する」と発言した。

私も、噴霧乾燥器の熱風で滅菌・殺菌をする方法でも該当とすると、ハの規制にはほぼ全ての装置が該当するので、これが判断基準になるとは考えなかつた。

社長からも、弊社製の装置がハの規制に該当するとの発言はなかつた。

結局、平成24年4月にAG規制文が決定した当時から法改正に至るまで、相嶋が発言した以外に、社内でハの規制に関して話し合った記憶はなく、経産省等の部外とも詰めたり話したりした記憶はない。

ハの規制については、相嶋からの発言はあったが、社内で誰も明確な基

準を設けなかった。

私も、ハの規制について、技術者に意見を求めなかつたし、乾熱や熱風による方法という考え方も伝えていなかつた。

本来、経産省に条文が意味することを確認しなければならないのにしなかつたし、明確な判断基準を社内で作成したわけでもない。

輸出管理体制も杜撰で、輸出管理最高責任者も該非判定委員会も全く機能していなかつた。

本来すべきことをせず、勝手な判断をして、輸出してきたことは間違いない。

(6) 運用通達

この滅菌・殺菌の定義は、初めて見た。

もともと、滅菌は菌がないこと、殺菌は菌が死ぬこととしか考えてない。

(7) [REDACTED]

([REDACTED]も週に1回は調べる必要があるので、それを島田から申し向けるよう伝えたところ)

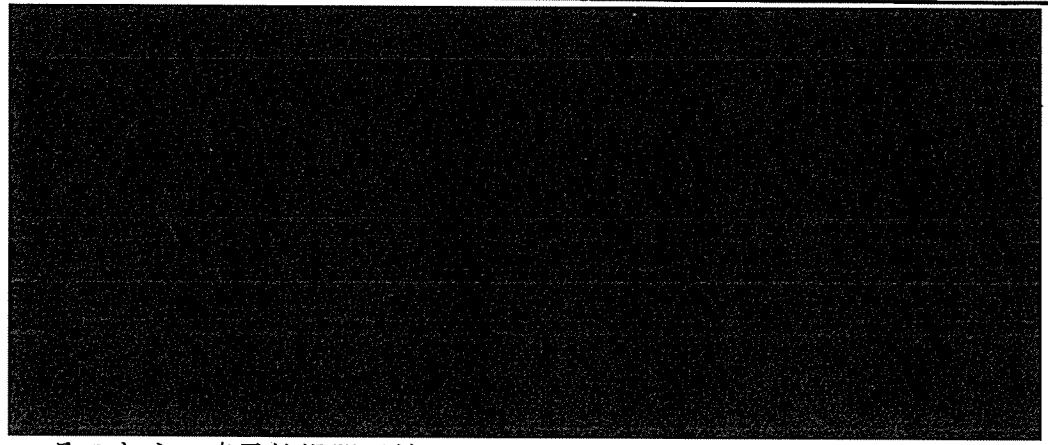
私から[REDACTED]に伝える。

3 次回取調べ

2月15日(金)午前10時

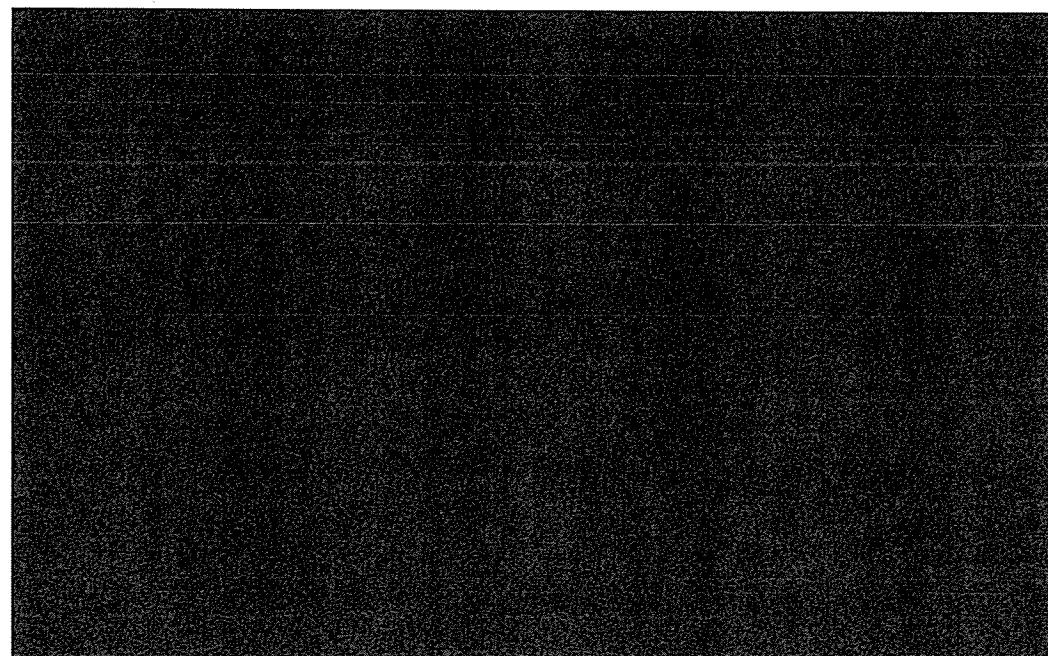
平成 31 年 2 月 15 日 (金)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
<p>1 取調べ日・場所 2月15日 原宿分室 711号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) 供述調書1通作成 (平成24年2月23日の打合せについて)</p> <p>(2) 平成24年4月11日、同月26日のメールのやり取り 4月11日に、経産省の[REDACTED]さんから「本日付で、AGにおいて噴霧乾燥器の規制が合意（以前お知らせした文言通り）されましたのでお知らせします。」旨のメールが届いたが、これは、噴霧乾燥器の規制に向けた最重要の決定事項だったので、間違いなく、社長に口頭で報告した。 社長から、指示やコメントがあった記憶はないが、やはり不機嫌な様子だった。 社長の本心までは分かりかねるが、これにあがらうことはできないという感じだった。 一方、4月26日に、システックの[REDACTED]さんから、AGにおける規制文がサイトに掲載されたということで送られてきた件は、社長も既に把握していたことなので、特に報告はしなかったと思う。</p> <p>(3) 前職の[REDACTED]での経験 [REDACTED]</p>	

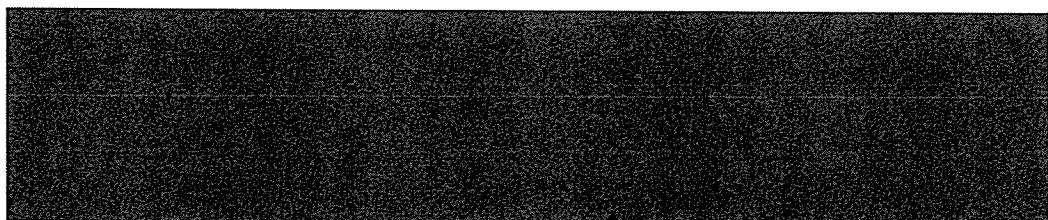


そのため、噴霧乾燥器が輸出規制対象になるという話を聞いたとき、当時の煩わしさや悪夢が蘇った。

(4) 海外市場の拡大



(5) 中国の拠点



(6) 近況

2月14日、社長から「あんたも頑張ってこい」と言われた。

同日、相島から「警察の取調べで、滅菌・殺菌の解釈について聞いた。

解釈の内容は、かなり高度なことを言っている旨のメールが来た。

3 次回取調べ

2月22日(金)午後1時

平成31年2月25日(月)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
<p>1 取調べ日・場所 2月22日 原宿分室 711号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) 供述調書1通作成 (平成24年3、4月に経済産業省と交わしたやり取りと、社長への報告について)</p> <p>(2) 輸出管理体制 平成18年にミットヨによる不正輸出が社会問題となり、弊社でもSDの輸出時にSDの構築部品に非該当証明書が必要であったため、私が輸出管理体制をしっかりと構築しなければならないと提案した。 それで平成19年に、私と[REDACTED]で「安全保障輸出管理規程」を作成した。 それに併せて、貿易・通関業務を担当していた[REDACTED]に依頼し「輸出管理フロー図」等も作成させた。 このときに輸出管理体制の社内規程を設けて書面にもしたが、SDが規制となるにあたっては、誰も、リスト規制に関する規程を作成せず、輸出管理フロー図の改訂もしなかった。 リスト規制の判断基準は、会議等において、相島や私が時々、私見を言っただけで、誰も、会社統一の見解を示さなかつたと言える。 なお、相島が法改正時の業務運営会議で「ハには、うちの装置は該当しない。CIP等が付いて自動で薬液等で洗浄や殺菌ができる装置が該当する」旨を発言したと言つたが、これは、自分が書記をして、[REDACTED]が輸出管理最高責任者に任命された、平成25年10月7日の業務運営会議のときに間違いないはず。 ただ、この発言内容も、打合覚書に書かれていないし、書面化はされていない。 そのころ、[REDACTED]から、イロハの判断について「どうしたらいいんですか」と聞かれたので、イバ特に説明した覚えはないが、「ロは出荷時にあるか否か。ハはほとんど当たらない。定置してとは分解しないでということなの</p>		

で」と、相島が言ったことと似通った自分の考え方を伝えた。

結局、弊社製の装置を「非該当」としたわけだが、会社統一の明確な理由付けはなかった。

法改正時に、経済産業省等に条文が意味することを確認して、社内で判断基準を作成し、該非判定委員会等が各輸出案件ごとに該非を判定するという体制に改めなければならなかつた。

本当に、杜撰でいい加減なことをやつてしまつた。

(3) 打ち合わせ時の [REDACTED] の同席

[REDACTED] は、海外営業部で貿易・通関の輸出業務を一手に引き受けていたので、SD の輸出規制後に該非判定を担当することも明らかだったので、経産省等との打ち合わせに度々同席させた。

(4) 平成 24 年 12 月の経産省とのやり取り

経産省から規制の省令案がメールで送られてきたので、社長にも、省令案を見せながら「とうとう日本語になりました」等と報告した。

当時、経産省にメールした「capable of drying toxins or pathogenic を省令に記載しないと他国に比べ広範囲の規制となり一般輸出に影響が出るおそれがある」等という内容は、私が考えたことだと思う。

(5) 海外市場の拡大

(6) 売上

3 次回取調べ
2月27日(水)午前10時

平成31年2月28日(木)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 2月27日 原宿分室 711号室	
2 取調べ内容	
(1) 認識	
<p>当時は、ハの規制に何もかも該当するとは思っていなかった。</p> <p>CIP 等が付いて、それも「定置して」という条件なので、洗浄ノズルへの取り替え等も不要な、ボタン1つで全自動で内部全体を滅菌・殺菌できるようなものが該当すると考えていた。</p> <p>社長と相島も、同様の考え方だったはず。</p> <p>問 そんな限られた装置だけが該当なら、一般貿易に支障・影響は出ない。</p> <p>答 そんなものは売っていない。話が全くつながらない。おかしい。</p> <p>問 当時の社内、外部との資料に、そのような記載は一切ない。今、誰が何と言っているとも、そんな話は全く通用しない。</p> <p>答 だから、ちゃんと確認すべきだったと言ってるじゃないか。</p> <p>問 散々、一般貿易に支障がないように「蒸気滅菌」「毒素等を乾燥することができるもの」と規制範囲を限定するよう要請したものの、結局、通らずに、現行の条文を突き付けられた。</p> <p>答 それはそうだが。</p> <p>問 それで、ハの規制に該当する装置もあると不安に思ったり、可能性があるとも考えないというのは、あり得ないし、無責任ではないか。</p> <p>答 確かに、規制があのよう決まって、汎用品、定形器も該当するおそれがあると不安に思った。社長も、同じように考えたと思う。報告に行くと、不満気・不安気な様子だった。</p>	
(2) 平成24年4月25日の営業会議	
<p>この当時、経産省から「規制は AG の原文どおり、あらゆる方法を含む滅菌及び殺菌という条件になる」旨を知らされていたので、議事録にあるとおり、「SD の輸出に関しては、基本的に許可申請が必要」と発言をした。</p>	

これは、経産省からの示達内容に即した、正しいことを伝えている。

「D50」とあるのは、平均粒子径のこと。

また「海外輸送に関する講習会を実施予定」とあり、今、関連資料も見たが、この資料を見た覚えはなく、このときに講師をした記憶もない。

お客様満足度調査という欄に「[REDACTED]が乾熱殺菌運転時にクローズド循環することにより省エネ運転をしている」旨の記載があるように、国内には乾熱の方法で装置内部を殺菌をしている取引先も数社あった。

取引先の要望をある程度知っていないと、仕事にならないから。

(3) 平成 25 年 5 月 17 日の業務運営会議

（「規制対象は分解せずに薬液・蒸気滅菌できる装置」と発言している件について）

本当におかしい。はっきりと覚えていない。自分でも分からぬ。会議で[REDACTED]から質問されて、咄嗟に出た言葉か。咄嗟に経産省の回答と違うことを言ってしまった。

(4) 平成 24 年 12 月の経済産業省とのやり取り

経産省から「毒素等を乾燥することが可能かどうか判断できないことから、意図的に AG の英文を翻訳していない箇所もある」旨と、日本語の政省令案がメールで送られてきたので、相島に相談した。

この箇所が省令に入らないと、規制が広範囲になって一般貿易に支障が出ると思い、相島にこのことを言ったら、相島も同意見だった。

私が返信したメールに、「噴霧ノズルを意味する」「分解せずにとしたほうが意味が明確になる」とあるのは、自分で考えたことだが、相島からも意見があったのかは覚えていない。

社長にも印字したメールを見せながら、「このように決まりました。とうとう日本語になりました」と報告したところ、特に言葉はなかったが、規制内容に対して、不満気、不安気な表情をしていた。

(5) 平成 25 年 8 月の経済産業省からのヒアリング

このヒアリングには、社長、私、大川原製作所の[REDACTED]さんの 3 人で行った。

社長は当時、規制条件が広範囲であることに明らかに不満・不安だったようで、社長から[REDACTED]さんに「毒素や病原性微生物を乾燥できる特徴を持つという規制条件を加えることをパブリックコメントとして出してほしい」とメールで依頼をした。

しかし、後日、経済産業省から社長と私宛に、「このパブリックコメントについては経産省で採用されなかった。微修正した修正案を最終案として進める」旨と、その修正案がメールで送られてきた。

そこで、SD の輸出規制が一般貿易に支障をきたすような広範囲なものになると改めて思った。

社長も当然、私と同じような捉え方・考え方をしたはず。

(6) 施行後の1号案件

この[]向け「L-8i」の項目別対比表は初めて見た。

全部バツ、何でだ、あり得ない。

「L-8i」は、水分蒸発量が間違いなく該当する。

ここまでいい加減なことをしてしまった。失礼しました。

(7) 書類の決裁

打合覚書は、誰かに配布もする場合、社内連絡書のように宛先も書くものと思っていた。

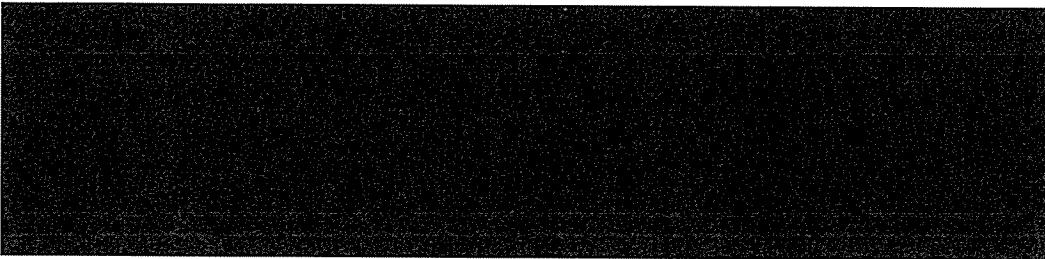
ただ、社員がこの書類は社長にも上がると言うなら、そのはず。

3 次回取調べ

3月6日(水)午前10時

平成31年3月6日(水)

メモ	担当者	[REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 3月6日 原宿分室 711号室		
2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 (規制に向けて平成24年12月に経済産業省と交わした内容、及び社長への報告) (2) 社長への報告 重要なことは、必ず、社長室に入り、口頭で報告してきた。 平成24年1月24日の打合覚書は、打ち合わせで噴霧乾燥器の概要について聞かれ、自分ではさほど重要視していなかったという印象。 この覚書に、配布先も書いていないため、社長に報告したり、この書類を決裁に上げたという記憶はない。 ただ、平成24年2月23日の打ち合わせ以降は、経済産業省等からの連絡事項等の規制に向けた重要なことは、必ず社長に直接報告した。 特に、平成24年4月に社長特命室に異動し、自席が社長室と同じ3階になった以降は、原則、社長室で報告をしていた。		
(3) 決裁 [REDACTED]		



(4) 平成 18 年 9 月 1 日の営業会議

前年に、ミツトヨが不正輸出で検挙されたことが大きく報道されたことから、会議で発言をした。

主席者は社長、国内・海外営業部、大阪営業所、当時の技術部部長等で、開催日は月初めか月末という営業会議の慣例が、平成 24 年ころまで続いた。

自分が、海外営業部の部責をおりた平成 24 年 4 月以後は、あまり行っていなかつたのかもしれない。

ミツトヨ以前の平成 15 年ころ、セイシンが不正輸出で検挙されたことは、粉体関連の同業他社であったため、非常に印象に残っている。

その後、社長がセイシンの [] 社長と親交があったため、平成 18、19 年ころから、社長と一緒に年始の挨拶に何度か行った。

当時は、噴霧乾燥器の部品であるエアノッカーの取引先でもあった。

社内の輸出管理規程は、当時の経済産業省が出していた資料をもとに作成した。

(5) 平成 24 年 4 月 25 日の営業会議

社長、[]、島田、エンジ部で [] の下にいた [] のほか、海外営業部の []、[]、[]、[]、国内営業部の []、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、[]、営業企画の []、[] が出席した。

自分が発言した内容は、議事録が分かりずらく書かれているが、間違いない「4 月に SD が輸出規制に該当する商品となることが決定した。今後の SD の本体と部品の輸出に関しては、水分蒸発量 400 キログラム以下、平均粒子径 10 マイクロメートル以下の粉体を製造できるものが規制対象となる。規制対象外の装置もあるが、基本的に許可申請が必要になる。そのため、海外輸送に関する講習会を実施する予定でいる」旨を言った。

このときの会議は 2 時間 20 分の長丁場で、営業会議自体の時間が長いので、社長や常務は最後まではいない。

ただ、冒頭の私の発言を聞いていたことは間違いない。

議事録に「配布先社長」とあるとおり、この議事録が社長に配布されたことも間違いない。

(6) 平成 25 年 8 月 19 日の経済産業省のヒアリング

最近、社長とも話したが、社長、私、大川原製作所の [] さん、日本食品機械工業会の [] さんの 4 名で行ったことに間違いない。

当時のメールに「色々と御説明、ご意見等いただき、ありがとうございました」とあるように、社長も私も、当時非該当と判断していた理由があるのなら、このときに言わなければならなかつたし、今何を言っても関係がない、通じない。

(7) 平成 26 年 2 月 14 日、島田から [] 宛のメール

「生物兵器輸出規制後の輸出で、水分蒸発量、粒子径とも該当、自主判断非該当で問題ないとおもいますが、要注意」

問 これまで、この「要注意」とは、キャッチの意味で言ったと供述しているが、もう一度冷静に読み返すように。非該当という言葉はキャッチには使わない。誰が見ても日本語として、リスト規制、ハの規制のことを言っているとしか取れない。

答 確かにその通りです。リスト規制について「要注意」という意味でした。

問 「要注意」とは、どのような気持ちで。部下に対して思ったことは。

答 不安だったから。部下に対する後ろめたさもあった。

問 規制が汎用品も含むような広範囲な条文で決まって不安となり、担当者としてその条文が意味することを確認もしなかつた、部下にその該非判定をやらせている後ろめたさもあった。そういうことか。

答 そうです。規制が不明確だったし、不安な気持ちで。窓口を担当してきた者として後ろめたさもあった。手を引いてしまった。社長、相嶋を含め全員が手を引いた。全員が条文が意味することを確認することに手を付けなかつた。申し訳ない。

(8) 社長のメールアドレス、その他

3 次回取調べ
3 月 13 日（水）午後 1 時

平成31年3月14日(木)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 3月13日 原宿分室 711号室 2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 (印象に残っている過去の不正輸出事件と、会社の輸出管理体制について) (2) 認識 答 うちは当時、自主判定をしていた。だから、非該当ありきではなく、 判定をして非該当と判断した。 問 該非の判定基準を示す資料が一切存在しない。自ら制定した輸出管 理規定も全く守られていない。 答 確かにそうだが、自主判定はしたので。こういったものが該当する と。 問 該非判定の担当者とその承認者も、全員非該当ありきでやっていた。 非該当とした根拠はないか適当なもので、書類や会議での決定事項に 基づいていない。非該当ありきで踏み切ったのは、規制条件が突き付 けられた、島田、社長、相嶋ではないのか。他の者に責任を振るのか。 答 確かにそうです。分かりました。 (2) 海外営業部のメールアドレス [REDACTED]		

(3) 平成 24 年 4 月 24 日の営業会議

当時は、噴霧乾燥器の輸出規制が定形器を含むような広範囲な条件になるという動きがあった。

(4) 平成 24 年 5 月 7 日の業務運営会議

「分解せずに薬液・蒸気滅菌できる装置」と発言したのは、やはり、どういう理由で発言したのか思い出せない。

相嶋と何か話したり、指示があったのかもしない。いや、ない。

議事録はしっかりと書かれているし、書記の間違いではなく、私の間違いだ。

(5) 捜索当日の動き

当日、午後 3 時ごろに 4 階の食堂で、■■と ■■ と話をした。

自然とそこに集まったという印象。

話した内容は「警察は何の件で入ったんだ。この件か。あの件か」といったもので、「分からぬことは分からぬと言えばいい」と言った記憶はない。

■がいたという記憶もない。

3 次回取調べ

3 月 25 日（月）午前 10 時

平成31年3月26日(火)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 3月25日 原宿分室 711号室 2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 平成24年当時の経営方針や、同年4月25日に開催した営業会議等について (2) 状況 供述・回答内容が支離滅裂。時折、下を向いて黙る。 会社の方針はなかったので、「会社の方針で」ではなく「会社として」としてほしい等の言動。 (3) 問答 問 いつ、誰と、非該当と決めたのか。 答 相嶋が言ったことが基だった。 会議で「定置した状態で滅菌・殺菌できないから、うちのは殆どあ らない」旨を言った。 社長も異論を唱えなかった。私も同意見だった。それなので、[REDACTED] にも同様のことを伝えている。 問 当時そのような方針を示した資料はない。 答 そのように解釈をしていた。だから、非該当ありきではない。 問 社内規程を細かく定め、定例会議や引合・着手会議の議事録も作成 して上層部・各部に配布している。該非判定の基準だけがない、疎か な理由は。 答 確かに解釈をはっきりと定めずに輸出手続きを進めてしまった。 その点については申し訳ないと思っている。 問 会社の方針は。それを示す資料は。 答 会社の方針はなかったと言える。これが一番の問題だった。会社の 方針が不明確のまま輸出していた。 問 それを決めて規程を作ることが上層部の責任ではないのか。相嶋が		

基準を示したのなら、なぜ書面になっていない。後付けの言い訳だから。明確な根拠がなかったからか。経産省に確認することができなかつたからか。

答 自分が部責を続けていたら経産省に行ったと思う。部責を離れて問題を投げてしまったのは後悔している。

問 部責を降りた降りないは関係ない。経産省との折衝・窓口は変わらなかつた。自分の責任ではないのか。

答 私を含め、上層部全員が手を引いてしまつたということ。申し訳ない。

問 手を引いても、誰かが非該当と決めて会社の方針とならない限り、すべてが非該当にならない。いつ、誰と決めたのか。

答 相嶋の「うちのSDは該当しない」という発言に、社長も異論を唱えていないので、これは社長の指示と捉えていいと思う。

これだけが事実。ただ、私は社長に、経産省からの連絡事項等はその都度報告してきた。

問 (平成25年7月のリスト改正案や同年8月のパブコメの資料を提示)

答 平成25年7月に「病原性微生物を乾燥することができる」旨のAG規制文が反映されてないリスト改正案が送られてきたので、社長にも「結果、こういうことになりました」と言って報告した。

これは、役所が決めたことであったため、一企業の社長や私は、何も言える立場になかった。

社長は、パブコメのときに最後の悪あがきをしたが、それも通らなかつた。

(4) 海外営業部員の認識

平成25年8月8日付けのメールで、私から海外営業部各位宛に、省令の条文や「施行は10月上旬」などと注意喚起してきたように、[REDACTED]、[REDACTED]らの部員も、輸出規制に関してしっかりと認識していた。

また、前職での[REDACTED]業務の経験から、輸出規制前後に、[REDACTED]に対し、「輸出許可の申請は大変だよ。俺も通産省に何回も行った覚えがある」等と助言もした。

(5) 上海大川原の型式

[REDACTED]
[REDACTED]

3 今後の取調べ

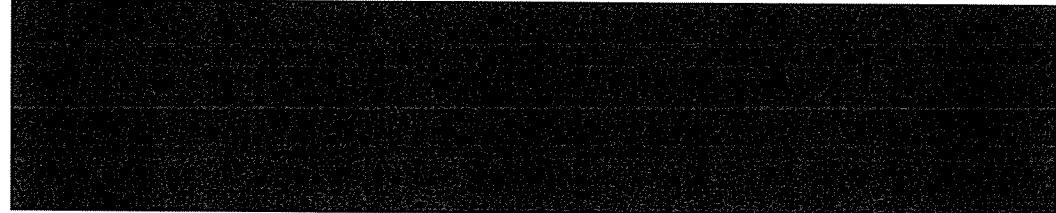
- (1) 3月29日(金)午後1時
- (2) 4月3日(水)午前10時
- (3) 4月15日(月)午前10時

(4月5日 全体会議、4月9日～11日 [REDACTED] の展示会)

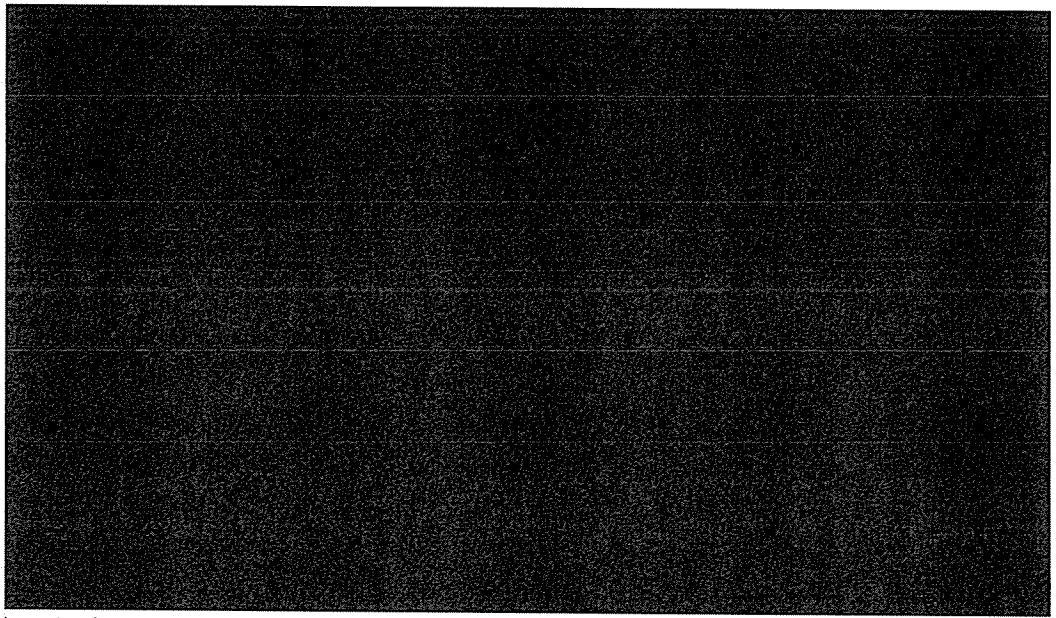
平成31年4月1日(月)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
<p>1 取調べ日・場所 3月29日(金) 原宿分室 701号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) BASF 向け「RL-5」の輸出 この案件は、自分が契約を取ってきた。 BASF は世界最大の総合化学メーカーであるが、噴霧乾燥器の契約については [REDACTED] が独占しており、これまでに数百台は納入してきたはず。 そのため、長年どうしても、弊社製噴霧乾燥器を BASF に納入したいと考えており、平成27年に私がドイツ本社宛にメールを送った。</p> <p>[REDACTED]</p>	

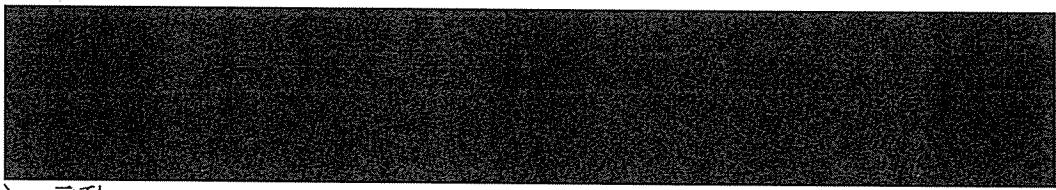
(2) [REDACTED] 向け輸出



(3) [REDACTED] との取引



(4) 年度計画



(5) 言動

私だけが悪い、責任があるというのですか。

私だけに責任を取らせたい、取らせるという方針ですか。

[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]とかに、責任はないのですか。

[REDACTED]は、役員全員の総意で輸出管理最高責任者に任命し、法改正時は会社にも普通に来ていた。

[REDACTED]も、該非判定委員だし。

[REDACTED]は、部責として全て知っていたし、知り得る立場にあった。

分からなかつたと言えば、責任を取らなくて済むのですか。

(今後自分がどのようになると考えているのか。社長らと話しているのか)

最悪、逮捕されても仕方がないと考えています。

責任を取るのは、自分のほか、社長と相島。

3 今後の取調べ

4月 3日（水）午前 10時

4月 19日（金）午後 1時

（4月 8日～4月 11日に [REDACTED] で展示会後、[REDACTED]

[REDACTED]、取調べを 4月 15日から 4月 19日に変更してもらいたい）

平成31年4月4日(木)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
<p>1 取調べ日・場所 4月3日(水) 原宿分室 701号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) 供述調書1本作成 平成25年当時の経営状態、経営方針、輸出規制の動向、[REDACTED]の位置付け等について</p> <p>(2) 平成25年8~10月 8月8日に海外営業部各位宛に「改正法施行は10月上旬になる」旨や新旧対照条文等のデータを送るとともに、海外営業部員全員に対し口頭で「内容をしっかりと確認するように」と指示した。 経産省からのヒアリングは、まず粉体工学会の[REDACTED]さんから社長に依頼があり、私は社長から「一緒に行くぞ」と言われた。 8月19日のヒアリングで、弊社側は、特に輸出規制に対する要望等は出さなかった。 このとき経産省の担当者から、同省発行の「安全保障管理について」を1部手渡された。 これを社内でPDF化したものをおもに海外営業部の共有フォルダに入れて、情報共有を図った。</p> <p>8月22日に社長は、専門的知識が乏しい食品業界の[REDACTED]さんや大川原製作所の[REDACTED]さんにパブコメの提出を依頼したが、この理由は、弊社だけが経産省に要望を出しても、通らない、採用されないことが分かっていたから。 当時、私としては、役所が1度決めたことを根本からひっくり返すことなどないという心情だったが、それは社長も同じだったはず。 そこで社長は、最後のあがきで、[REDACTED]さん宛に、AGテキストの原文を添えながら「毒素等を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥装置」という意見の提出を依頼した。 結局9月9日に社長や私宛は「パブコメの意見は最小限の採用」と通告</p>	

された。

このときは法改正間近で、条文の大筋は変わりようがなかったので、この件は、相嶋に報告はしていないと思う。

社長と相嶋で何かしらやり取りはあったかもしれない。

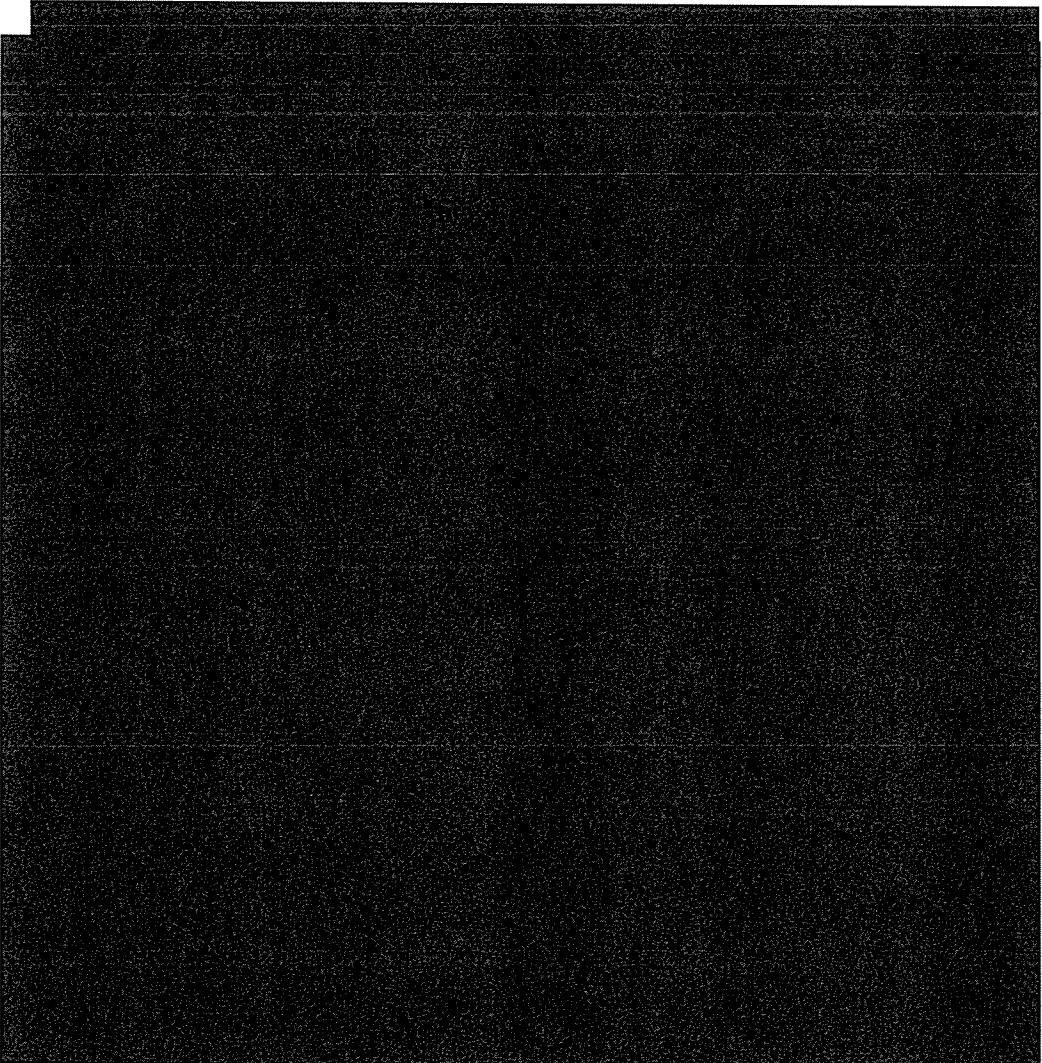
9月27日に相嶋に、省令等を記載した「社内連絡書」を見せながら「これで決まりました」等と言って決裁をもらったが、相嶋から特に指示等はなかった。

この時期に相嶋から「経産省に確認しろ」等の指示は、絶対になかった。

もし、このような指示があれば、相嶋も「お前確認したのか。経産省の回答はどうだったんだ。」等と聞いてくるはず

10月7日の業務運営会議で相嶋が「定置した状態で滅菌・殺菌できないから、うちのは殆どあたらない」と言って、社長も異論を唱えなかつたので、非常にいい加減な話だが、これが「非該当」と決まった経緯だった。

(3) BASF 向け「RL-5」



(4) 前職での経験

ようやく申請書類が提出されても、許可が下りるのに、ホワイト国で2週間、[]等で1ヶ月ちょいの日数を要した。

こうした当時の煩雑さは、現在も、やってみると殆ど変わっていなかつた。

(5) 現在の輸出許可申請

弊社が現在、全件輸出許可申請をしている経緯は、経産省に海外営業部員と相談に行った際、担当者から「口は後日でも他社製でもある、ハについては全て該当する」と言わされたため、社長に「イはどうしますか」と相談したところ、社長から「イは調整すれば規制範囲の数値になる。だから今後、許可申請は全部出す」と指示されたもの。

(6) ゴールデンウイーク

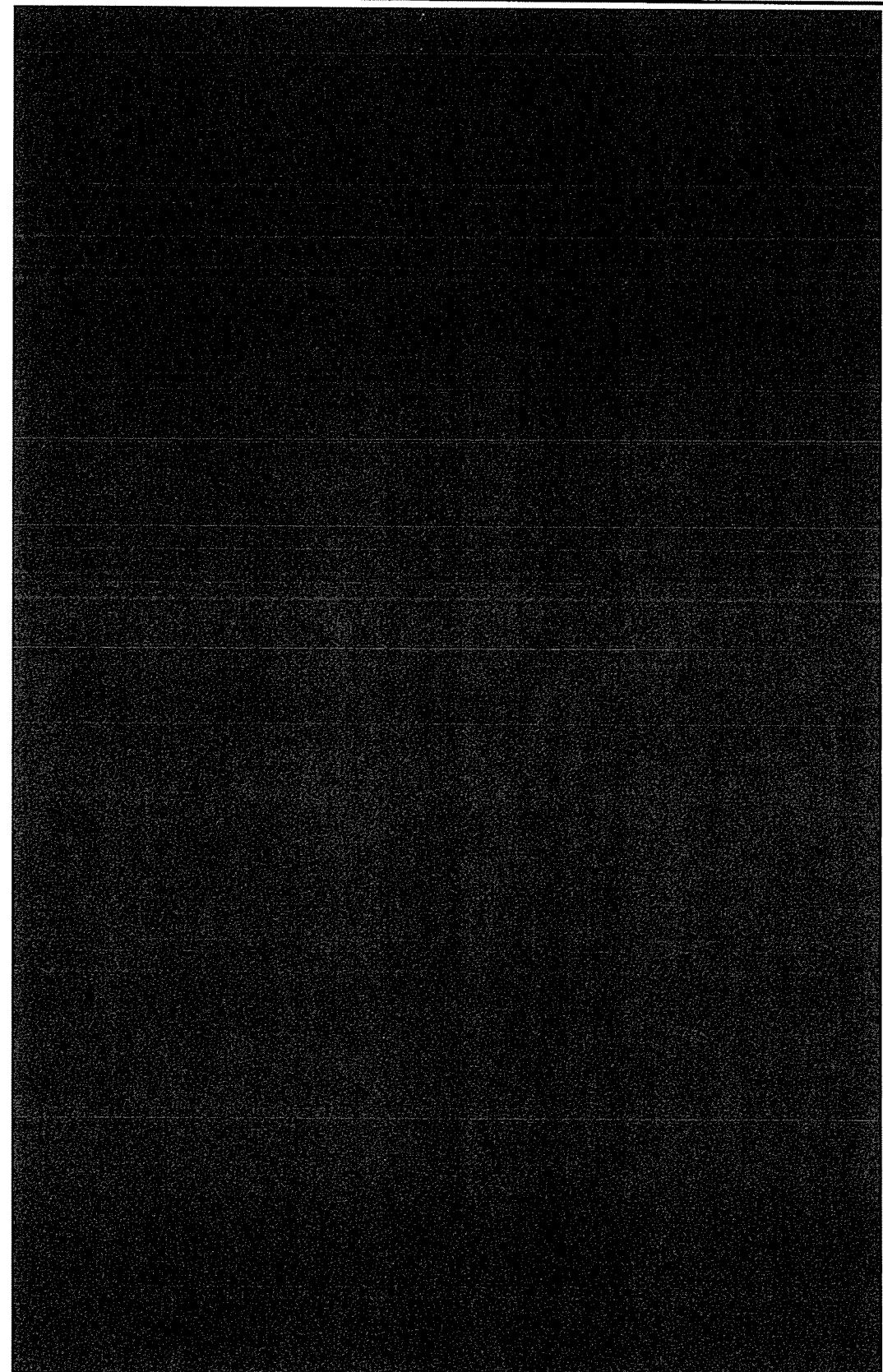
3 今後の取調べ

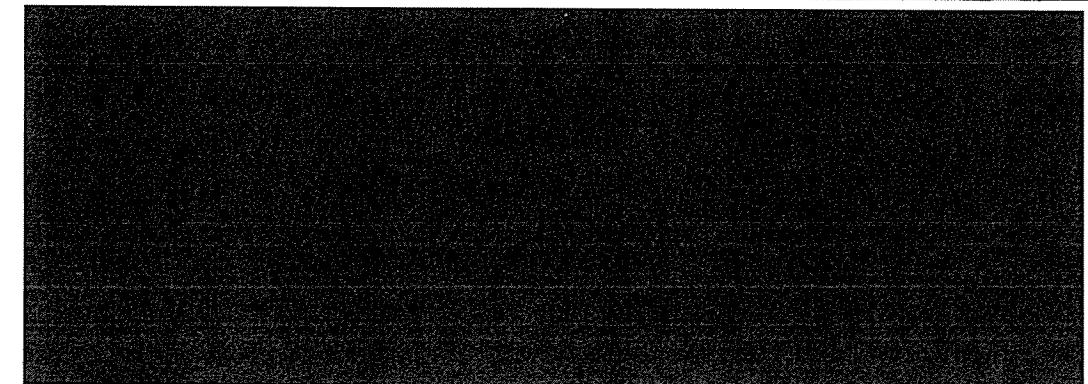
4月19日(金)午後1時

4月25日(木)午前10時

平成31年4月22(月)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 4月19日(金) 原宿分室 701号室	
2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 平成25年8月に経済産業省によるヒアリング及びパブコメが実施される に伴い、社長が要望・意見したこと等について (2) BASF案件 [REDACTED]	
(3) [REDACTED] 向け案件 [REDACTED]	





(4) [REDACTED]からの引き合い

3 今後の取調べ

4月 25日 (木) 午前 10時

5月 3日 (金) 午後 1時

平成31年4月26(金)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 4月25日(木) 原宿分室 701号室		
2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 組織構成、各人の権限、自社製噴霧乾燥器を非該当と決定したいきさつ等について (2) 問答		
答 クロスフローの滅菌・殺菌の解釈が噴霧乾燥器にも準用されるのであれば、やはり、高度な殺菌ができるものが規制対象になるはず。 問 「高度な殺菌」が意味していることが分からない。 答 解釈に全て除去等と書かれているので、高度なレベルの殺菌が求められる。 問 全てを除去とは「滅菌」の解釈。「殺菌」の解釈は、微生物の伝染能力、感染力を破壊すること。それがイコール高度な殺菌とはならない。 答 感染力を破壊することができるというのは、高度な殺菌ができることを意味している。 問 相嶋も、大腸菌は40度、一般的な病原菌も80度程度で死滅すると言っている。それ以上の環境を一定時間維持すれば、全て死滅して、感染する危険性もないのでは。それと、高度な殺菌と何が違うのか。 答 確かにそうだが。 問 社長、相嶋が言っていることは矛盾がある。 答 とにかく、私や社長、相嶋は、悪意があつて非該当としたわけではない。あくまで判定をした結果として。もう今日は、調書には署名しない。私が言ったことを書いてもらえないし。 問 調書は、供述をそのまま記載するものではない。誰が非該当と決めたのか。社長室で話し合った内容は。 答 社長室で規制に関する報告はしたが、特に話し合ってはいない。私が書記をして、[REDACTED]が輸出管理最高責任者に指名された会議で、相嶋		

が「うちのは殆ど該当しない」と言って、社長も異論がなかったので、会社の方針となつた。

問 規制に向けて、社内で報告・相談を重ねて、経産省に出してきた要望も一切通らず、それが相嶋の一言で済むのか。上が適當なことをやつたから、下は當時ずっと不安で、今も調べを受けている。

答 上層部が、規制の解釈を明確にしないで、定置した状態での滅菌又は殺菌ができないと身勝手な判定をしたことは間違いない。

問 誰とどのような話をして、非該当と決めたのか。■、■、■、■、■、■、■、■らは、話し合いに入っていないのか。

答 私は社長、相嶋に、その都度報告はしてきたが、特に誰かと、規制に対する判断について話し合ったことはない。

(2) B A S F 案件の経緯



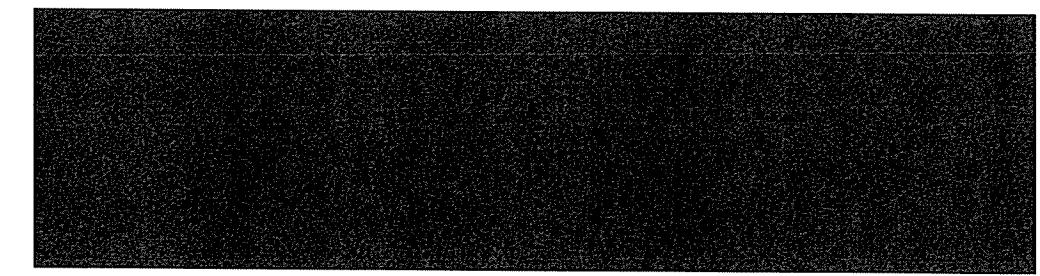
(3) ■案件



(4) ガサ翌日の朝礼



(5) 座右の銘



3 次回取調べ

5月3日（金）午後1時

令和元年5月3(金)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 5月3日(金) 原宿分室 701号室	
2 取調べ内容	
(1) 問答 <p>答 もう協力したくない。私が言った内容を書類にしてもらえないし。</p> <p>問 供述調書は、供述書ではなく調書なので、被疑者が言う内容をそのまま書類にするものではない。弁護士や社長とどのような話をしたのか。</p> <p>答 特に話はしていない。出張があって、最近は4月26日しか会社に行ってないので、そんな暇もなかった。</p> <p>問 弁護士の言うことを鵜呑みにしても、責任は、良くも悪くも全て自分に返ってくるから。</p> <p>答 弁護士や社長から、何か言われたわけではない。書類の内容が納得できないだけ。</p> <p>問 納得ができないと言った内容は、書類にしていないが。</p> <p>答 確かにそうだが。とにかく、あくまで判定をした結果であって、該当と分かった上で、あえて非該当としたわけではないんです。</p> <p>問 その判定をしたことを示す資料がない。判断基準を表したものもない。各種資料上、全く通じない。</p> <p>答 規制の解釈を明確にしないで、身勝手に判定をしてしまった。ちゃんと経産省に確認に行くべきだった。ただ、相嶋が「定置しての滅菌・殺菌とあるので、うちのは殆ど当たらない」と発言して、社長も異論がなかつたので、会社の方針として、そうなつただけなんですよ。</p>	
(2) 平成24年1月24日の打ち合わせ 打ち合わせで、経産省の[REDACTED]さんから「どのような方法で、装置内部の滅菌・殺菌ができますか」といった質問に対し、私が「装置の入口から出口までを100度程度の温度に保てばできる」と回答したので、議事録には「滅菌、殺菌できる」とまとめて記録されたはず。	

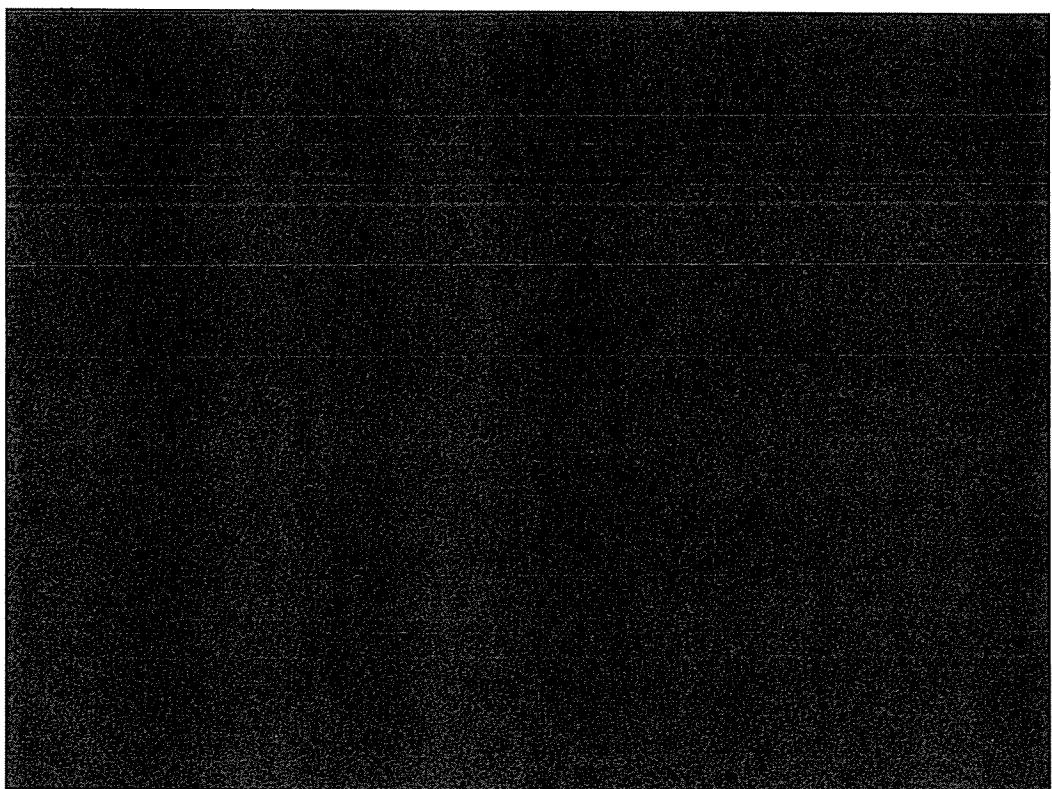
私としては、当時から、滅菌は菌がない状態にすること、殺菌は菌を殺すことという認識でいたので、この方法によって、少なくとも菌を死滅させる、つまり殺菌はすることができるという考えで、このように回答をした。

(3) 平成 24 年 4 月 25 日の営業会議

規制に向けた経産省等とのやり取りも初期の段階であったため、私はこの会議では「〇〇、〇〇が規制対象となる」という説明をしたはずで、「〇〇、〇〇等の規制対象外の装置もあるが」という説明はしていないと思う。

規制対象外の装置にも言及しているとしたら、「水分蒸発量の規制条件に、O C の定形器ではない大型の装置の場合は、規制対象外となる」等と説明したはず。

(4) 技術譲渡

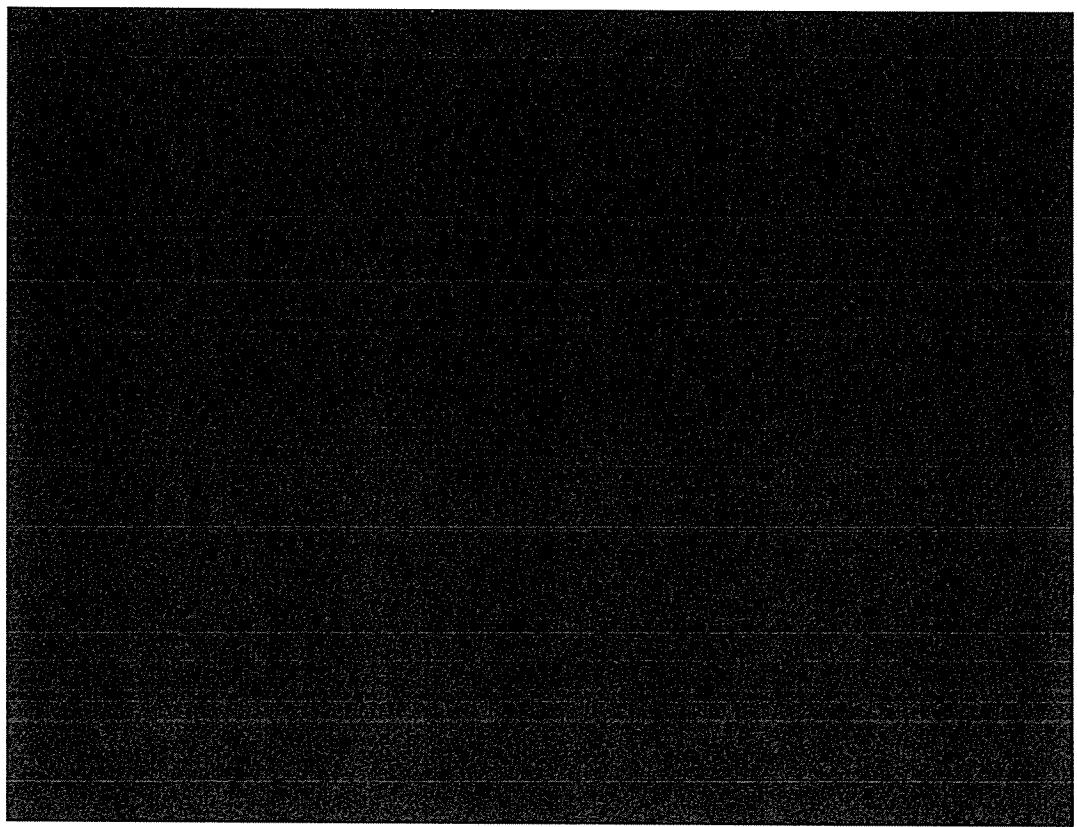


3 次回取調べ

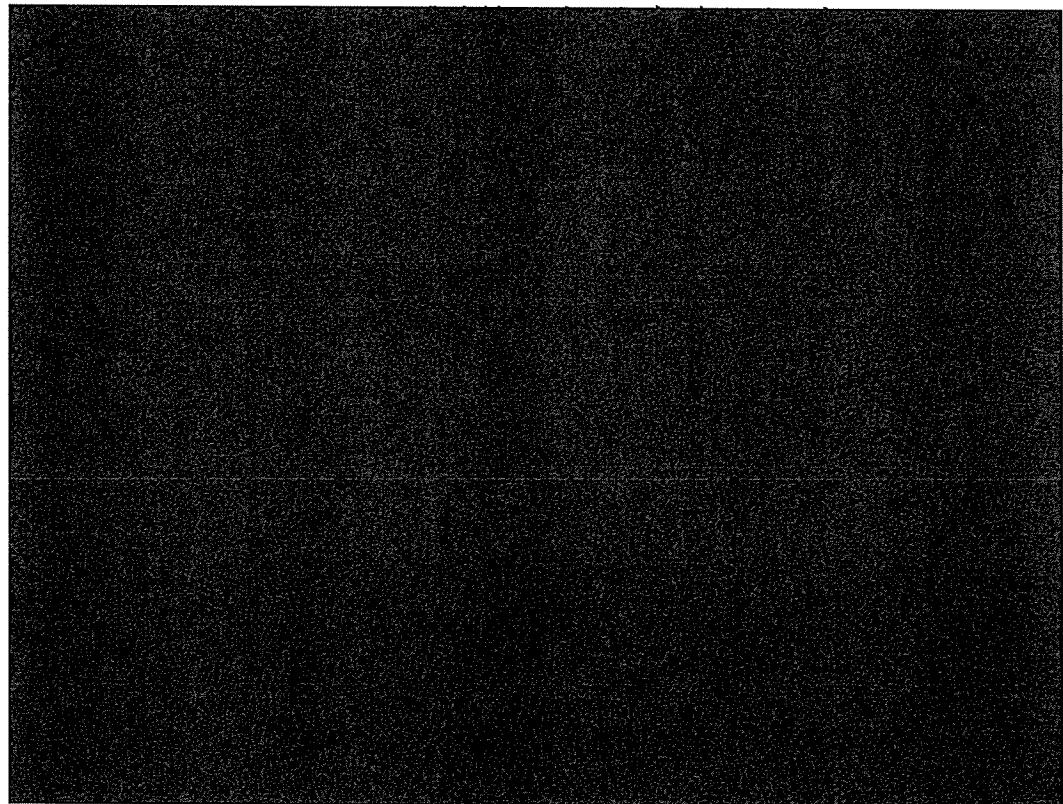
5 月 10 日（金）午後 1 時

令和元年5月13日(月)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 5月10日(金) 原宿分室 711号室	
2 取調べ内容 (1) 問答	
<p>答 私が話した内容が悪意のかたまりみたいな書類にされている。私たちは、あくまで自主判定をした結果、非該当としただけなんですよ。</p> <p>問 判定という言葉は、しっかりととした基準に基づいて判断することを言う。基準なく非該当とした行為は、自主判定などではない。</p> <p>答 ちゃんと経産省に確認をしなかったのは悪かったが、CIP等が付いて自動で滅菌・殺菌等ができるものがハの規制に該当すると考えていた。</p> <p>問 「要注意」とのメールを送った [REDACTED] 案件の装置にCIPは付いていない。その言い訳は通じない。</p> <p>答 確かに、ハの解釈を確認していなかったし、そのメールを送ったのは、不安だったから。規制後、イとロの両方に該当する装置は初めてだったので、該当性が不安だった。会社として、しっかりととした判断基準があったわけでもないし。</p> <p>(2) 技術供与</p> <p>[REDACTED]</p>	



(3) 身上



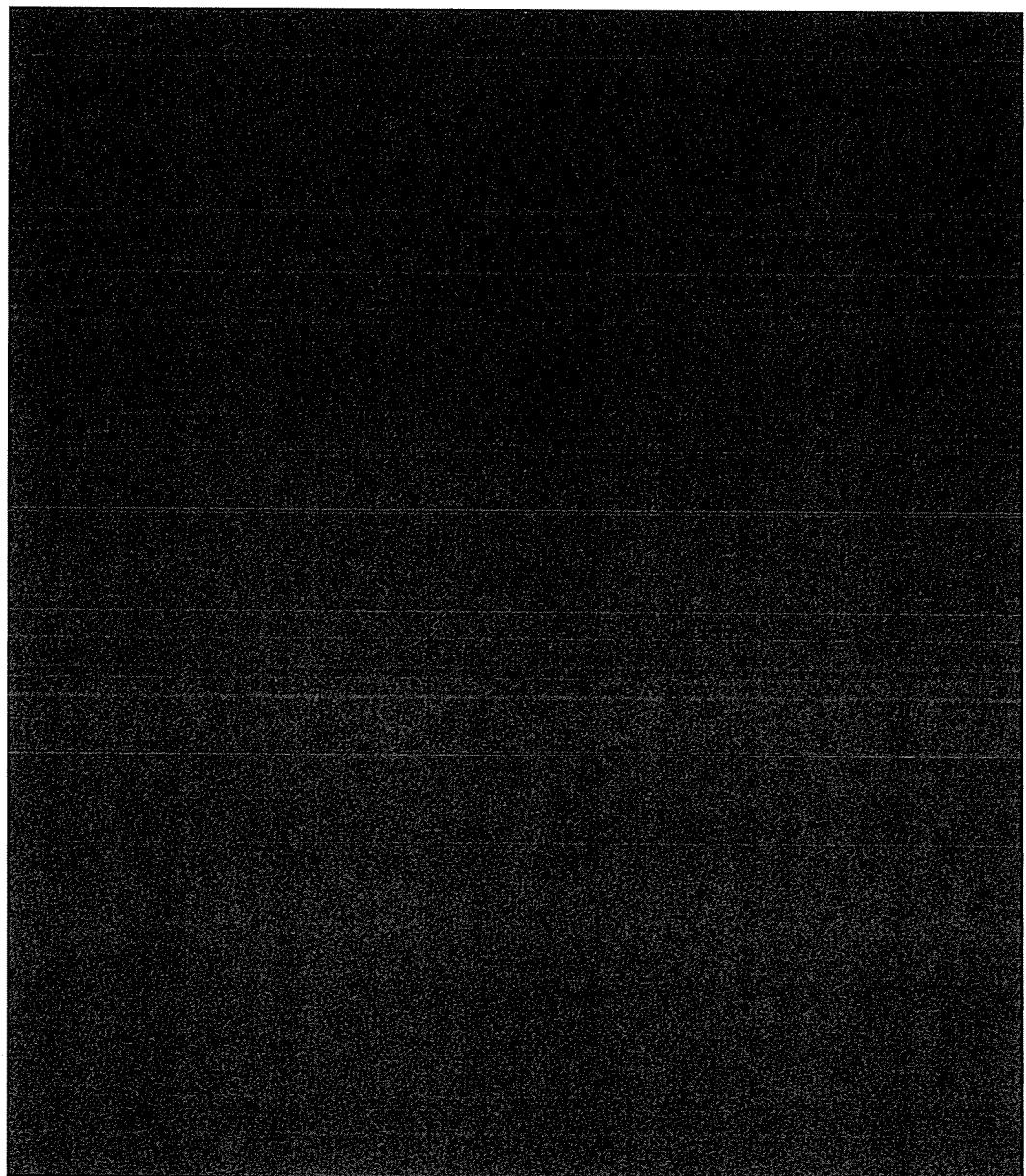
3 次回取調べ

5月21日(火)午前10時

(5月13日(月)～5月17日(金) [REDACTED]出張)

令和元年5月21日(火)

メモ	担当者	[Redacted]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [Redacted]		
<p>1 取調べ日・場所 5月21日(火) 原宿分室 711号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) 被疑者の言動 言い訳がましく、「私も、相嶋さんも、社長も、確たるもの、確たる考え方があったわけではないんですよ。だから、責任があります」</p> <p>(2) 展示会</p> <p>(3) 技術供与</p>		



(4) 蘇州大川原

3 次回取調べ
5月30日(木)午後1時

令和元年5月31日(金)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 5月30日(木) 原宿分室 711号室	
2 取調べ内容 (1) H25.10.7 業務運営会議 <p>この会議で私が「SD の輸出規制が 10 月 15 日に施行になります。規制になるのは、イ……、ロ……、ハ……。施行間近です」と説明したところ、相嶋が「ここハについては、定置での滅菌・殺菌については、うちのは殆ど当たらない」と発言した。</p> <p>これまで、このときに相嶋が「CIP 等で自動で洗浄や滅菌・殺菌ができる装置が該当する」とも発言していたと言っていたが、実は、相嶋はこの内容は言っていない。</p> <p>該当性の線引きについての説明はなく、単に「うちのは殆ど当たらない」と言っただけだった。</p> <p>そもそも、警察の捜索に入るまで、社長も相嶋も、該当する装置として「CIP」「高度な殺菌」「高生理活性」といったことは一言も言っていないかった。</p> <p>輸出規制に向けて経産省やシステックとのやり取りがあり、見解を示す機会がさんざんあったなかで、該当性の線引きについて外形的に示すことなく、当時はこのように考えていたと言っても、それは通用しない。</p> <p>会議のとき私は 60 歳で、もう会社を辞めたかったので、輸出管理最高責任者を誰にするかという話になったとき、「僕も年だから」と言った。</p> <p>当時、社長に「そろそろ辞めたいです」と伝えたところ、「だめだ、まだいてくれ。海外の開拓を続けてくれ」と言わされた。</p> <p>自分を含む役員でこれまで会社を引っ張ってきたという自負もあったし、社長に「どうしても辞めます」などとは言えなかった。</p> <p>[REDACTED] が輸出管理最高責任者になった後も、それまで窓口をしていた私には付き合いがあったので、規制の関係から逃げたかったが、後はお前がやれとも言えなかった。</p>	

会議での相嶋の発言について、[REDACTED]に「覚えているか」と聞いたところ、「覚えていない」と言っていた。

ほかの[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]らには、このことは聞いていない。

私が言うと、覚えていないことを覚えていると言わせることになりそうなので。

この会議で私が書記をしているが、これは[REDACTED]が書記や議長の担当者を決めていたもの。

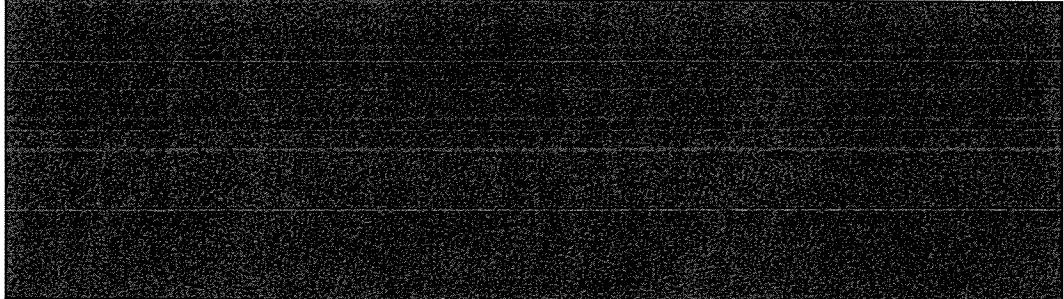
私が書記として、相嶋が言ったことを何で書かなかつたのか分からぬ。

書いておけばよかつた。

この当時、相嶋から「システックに確認してこい」とは、言われていな
い。

(2) [REDACTED]案件での「要注意」メール

この案件は、社にとって非常に重要な案件だった。



規制後、初めてのイとロが該当する装置で、会社として規制の線引きもなかつたので、不安だったから、嘘も付きたくなかつたので、「要注意」と送った。

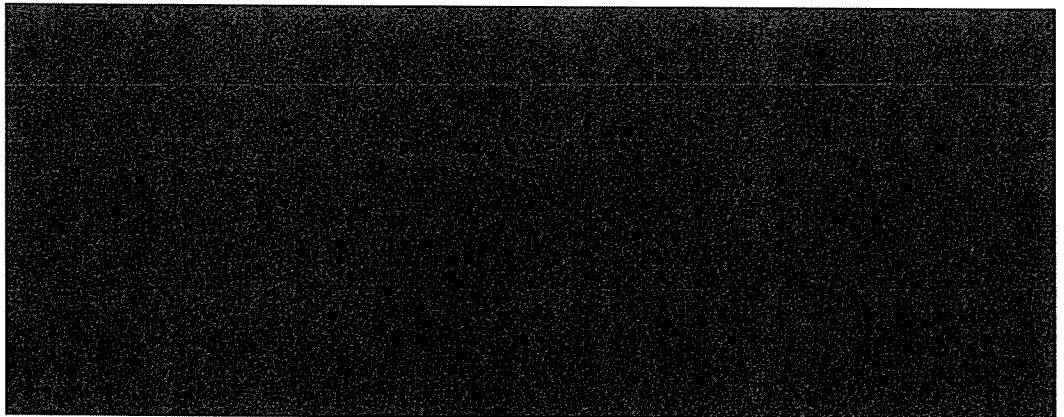
(3) [REDACTED]への指導

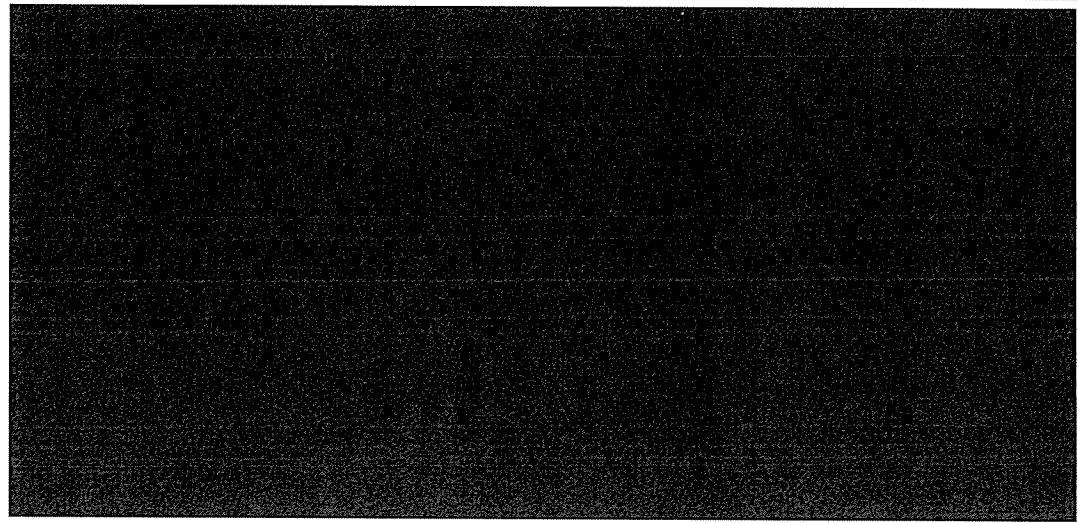
輸出管理について、私が[REDACTED]から質問を受けたことはない。

直接見たことはなかつたが、教育係だった相嶋が、輸出管理についても教えていたはず。

相嶋使用のパソコンの中身は分からぬ。

(4) 上海大川原





3 次回取調べ
6月6日（木）午後1時

令和元年6月7日(金)

メモ	担当者	[REDACTED]
会社名・役職 氏名 生年月日	大川原化工機株式会社・取締役 島田 順司 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 2 取調べ内容 (1) OJN	[REDACTED]	
(2) 役務	[REDACTED]	

(3) H25.10.7 業務運営会議

(4) H28.5.26 島田からシステムック■■、■■宛メール

■■さんから、■■社製のラボ機「■■」の写真がメールで送られてきて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるとのヒントがほしいとの依頼が来たので、相嶋に相談した。

「■■」は、ベンチトップのラボ機のため、装置内部の温度が上がって殺菌ができるることは当たり前であったが、相嶋が「検証はできないよ」と言っていたので、この内容で回答することにした。

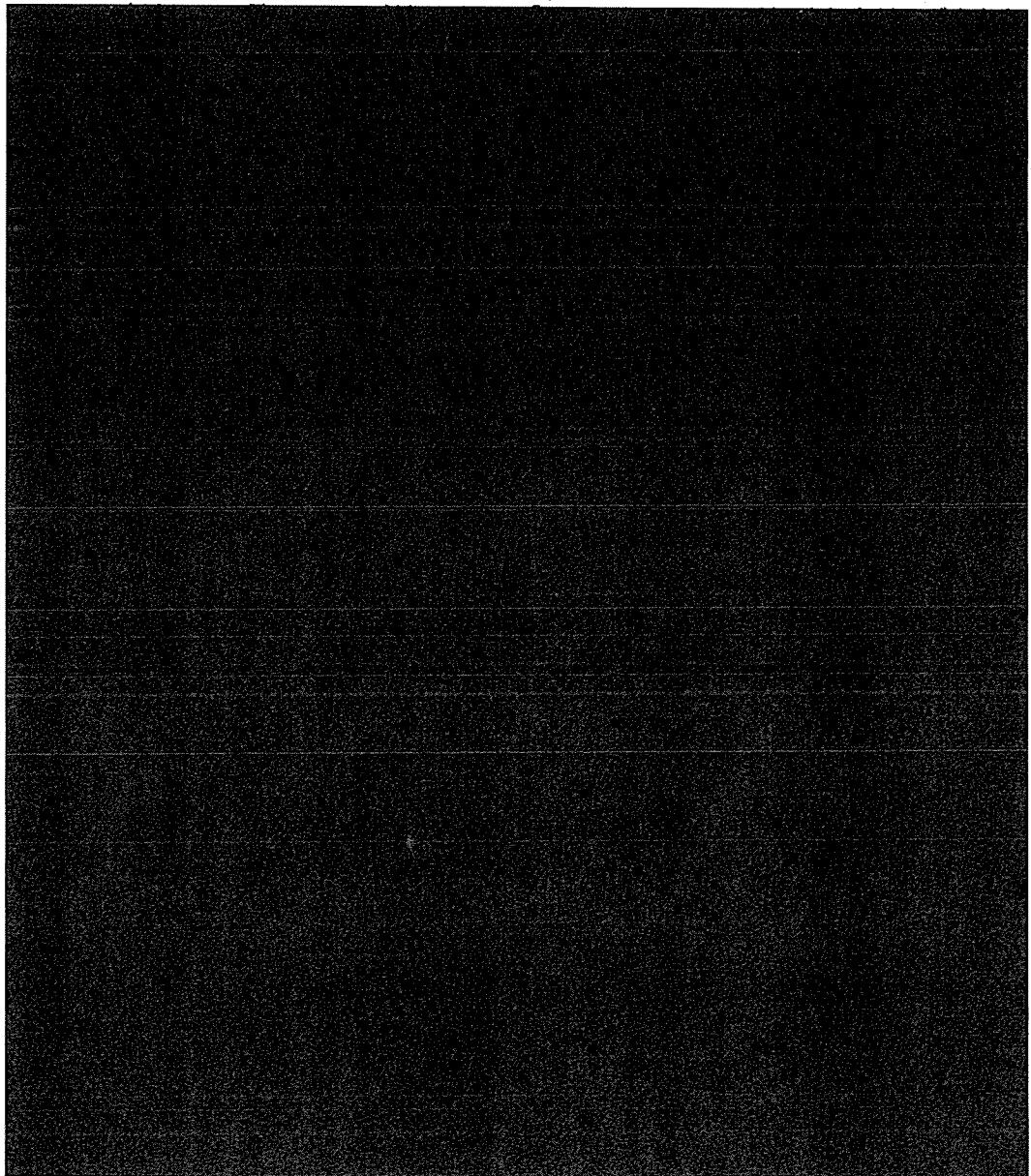
それで、「定置した状態で、薬液、蒸気、乾熱、ガス等を内部に投入することは可能であろうが、滅菌・殺菌できたと検証することは不可能と思われる」と返信した。

3 次回取調べ

6月14日（金）午後1時

令和元年6月17日(月)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏 名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 6月14日(金) 原宿分室 711号室		
2 取調べ内容 (1) 認識 <p>私としては当初、日本のリーディングカンパニーとして、装置の転用を止めるために、輸出規制に関して経産省に協力すべきと考えていた。</p> <p>同時に、一般の貿易は止めてもらいたくないと思っていた。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>2人には、もっと、経産省との規制に向けたやり取りに関わってもらいたかった。</p> <p>結局、規制条件を専用設計の装置に限定すべきという弊社の要望は通らず、「滅菌又は殺菌」という広範囲で、弊社製装置が該当しうる内容となつたが、当時、この規制条件に対する社としての線引きはなかつた。</p> <p>社長、相嶋、私を含め、誰も、該非の判断基準を示さなかつた。</p> <p>社として規制に対する線引きも不明確なまま、誰も、経産省に対する確認等をせず、規制内容の確認を一步も踏み出さなかつた。</p> <p>このように、弊社製装置が該当しうる規制条件になつたにもかかわらず、責任のある者がしかるべきことをせず、許可申請をしないで輸出してきたのだから、言い訳はできない。</p> (2) OJN <p>[REDACTED]</p>		



(3) BASF



(4) その他

自分なりに、書類送検とか、裁判とかについて調べている。

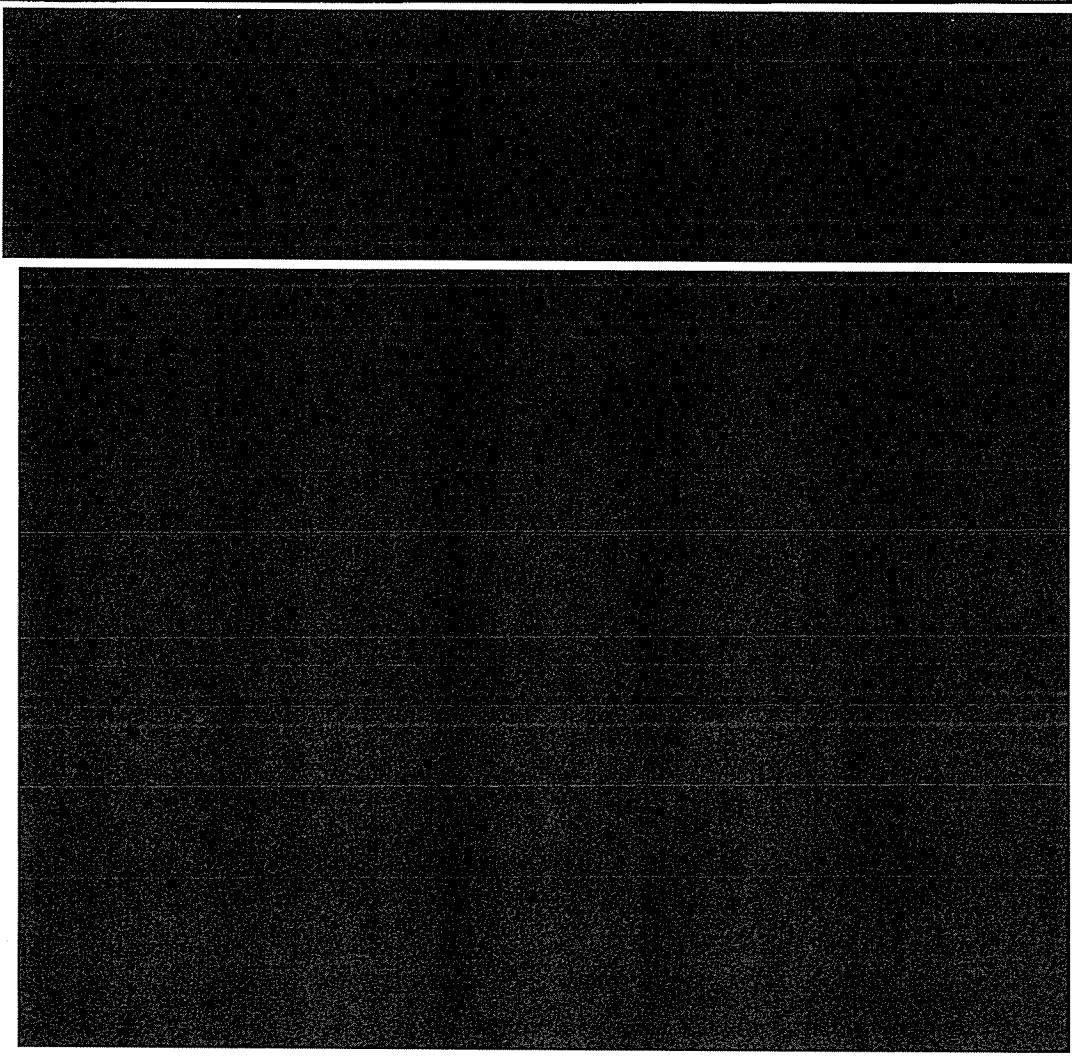
今回のことが終わったら、会社は辞める。

3 次回取調べ

6月25日(火)午後1時

令和元年6月26日(水)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 6月25日(火) 原宿分室 711号室		
2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 ○ J Nの設立・合弁契約更新の経緯や、同社に対する技術供与について (2) 社長、相嶋 (今回の件で誰がどのように責任を取るべきと考えているのか。本音を言つてもらいたい。) まず私に責任がある。代表取締役の社長と相嶋にも、当然責任がある。 先週月曜日の6月17日に、静岡で行われた試験に立ち会った際、相嶋に会った。 そのときに相嶋に「相嶋さんから経産省に確認に行けと言われた覚えはないんですけど。私、そんなこと言われてないですよ」と伝えた。 相嶋は「うん。まあ」と言っていた。 私も、それ以上、突っ込まなかつた。 また、「2013年10月7日の会議で相嶋さんが『うちのは殆ど当たらぬ』と言ってましたよね」と聞いたら、「お互い覚えてねえよな、そんなこと」と言っていた。 責任の取り方は、私としては、警察等で考えているとおりにやっていただけたら。		
(3) BASF [REDACTED]		



3 次回取調べ
7月8日（月）午後1時

令和元年7月9日(火)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 7月8日(月) 原宿分室 711号室	
2 取調べ内容 (1) 相嶋 [REDACTED]	
<p>私が相嶋に「私たちの蒸気滅菌という要望は通りませんでしたよ」等と言つたら、相嶋は、「経産省・役人の言うことはおかしい。考え方方がおかしい。SDのことを分かっていない。[REDACTED]」等と言っていた。</p> <p>平成25年7月ころ、相嶋に改正案を示し、「とうとう決まりましたよ。このままこういう形に決まりましたよ」等と伝えたが、当時相嶋から「経産省に確認に行け」とは言われていない。</p> <p>相嶋が「経産省の言うことは聞かなくていい」と言っていた記憶はないが、それはイコール法律を守らなくていいということになるので、本当にそれを言っていたら、終わりでは。</p> <p>前回、6月17日(月)にこの件を相嶋にぶつけたら、「うん。まあ」と言っていたと話したが、これは6月18日(火)の間違いだった。</p> <p>(2) [REDACTED] 規制当時、[REDACTED]とハの規制について話した記憶はない。 規制後しばらく経った、[REDACTED]案件のころ、[REDACTED]から電話で質問があったと記憶している。 [REDACTED]から「ハについてはどうなんですか」と質問され、「定置での滅菌・殺菌ができるのは、自動で滅菌・殺菌できるものだよ」というような回答をした。</p> <p>平成25年10月7日の業務運営会議で相嶋が言ったことを私は[REDACTED]に伝えていないし、誰からも聞いていないんじゃないのか。</p> <p>最近、海外出張中に、[REDACTED]から「調書に判子押しましたからね。誤解し</p>	

ないでくださいね」とかいう電話があったが、調書の内容は何だかよく分からなかつた。

私としては、人それぞれ正直に話せばよいし、他人が言っていることに興味がないので、「いいよ。いいよ」と言つといた。

「大丈夫にしといたから」という話だったのか。私、そんなこと言ったかな。誰かから規制内容の質問を受けて、社長か相嶋の意見を伝えたのかな。それは悪いことをした。

(3)

私から [] に、規制の判断基準等は話していない。

(4) 大川原の強み

(5) 島田の「大丈夫」発言

自分としては、社内の事務室等で、弊社製装置の該当性について「大丈夫」と言っていた感覚はない。

こういう規制になるというのは示してきたが、社としてどのように判定するかということは示していなかったから。

(6) 輸出管理規定

以前のものが形骸化していたため、[] が主体となって、6月27日付けで改訂した。

[] が作成、私が審査、社長が承認というかたちになっている。

内容を読み合わせていくと、3人の解釈が合ってなく、社長から「ここ

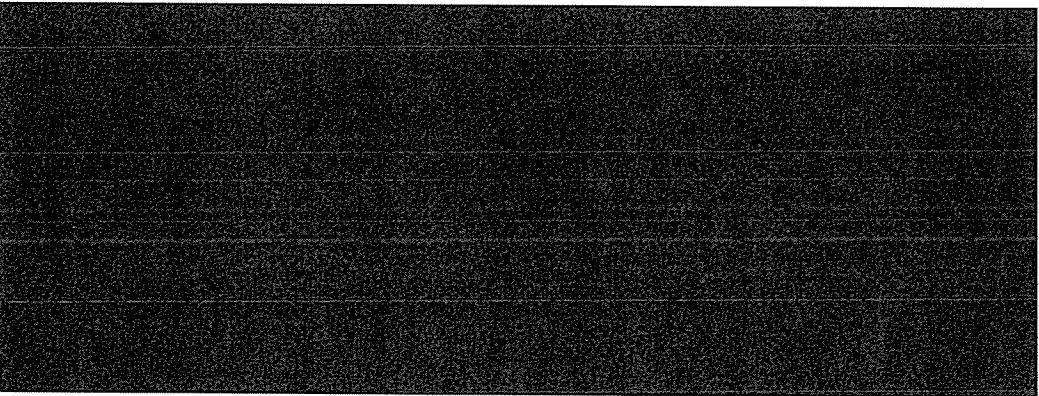
おかしいいだろ。こう変えよう」ということで、[REDACTED]が社長の意見を反映させて完成させた。

該当非該当で言えば、社長が「経産省から明確な線引きが示されないし、また勝手に非該当にしたと言われないために、全器を該当とする」と方針を決めた。

輸出管理最高責任者は、[REDACTED]が機能していないので社長となり、判定委員会には、営業部、エンジ部、管理部の責任者的立場の者と[REDACTED]ということで、私、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]になった。

社長から「やってくれ」と任命され、私としては、まだやるのかよという気持ちだが、社長からの辞令も出ているので仕方がない。

(7) ペスト研究所



3 次回取調べ

7月22日（月）午後1時

令和元年7月23日(火)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 7月22日(月) 原宿分室 711号室		
2 取調べ内容		
(1) 冒頭の供述 問 社長も、逮捕されても致し方ない旨を捜査員に言っている。 答 (無言で頷く) 問 個人的には、島田、社長、相嶋の処遇は同じものになると考えている。 答 はい(頷く)。 問 相嶋は甘い。事実と異なる供述をして、それがひっくり返ることで、供述した内容が全て自分に返ってくることも分かっていない。 答 そうですね。		
(2) [REDACTED] 供述(社長から [REDACTED]への依頼) 社長室で私と社員が報告をした際の社長による「経産省の関係は、該当にならないよう、[REDACTED]さんにパブリックコメントを依頼した」という発言は、当時の経緯からして、そのように言っていても全然おかしくないので、あつたはず。 [REDACTED]さんは、粉体技術協会の「製剤と粒子設計」という分科会の委員長をしており、社長はその会員になっている。 また、化学工学会でも、2人は会員同士の交流がある。 そういう理由で、社長は[REDACTED]さんに、毒素や病原性微生物を乾燥できる装置に規制範囲を限定する旨のコメントを依頼したのではないか。		
(3) 規制直前 経産省のパブコメの件は、相嶋も、よく知っていた。 改めて当時の資料を見ると、平成25年8月19日に社長と私が経産省のヒアリングに行き、8月22日に社長がメールで[REDACTED]さんにパブコメを依頼し、9月9日に経産省からメールでその案が採用されず、条文の規制内容が固まった旨を示達されている。		

この9月9日の直後、社長室に私、社長、相嶋が入り、私が2人に「毒素や病原性微生物を乾燥できるものという解釈案、こういう形でお願いしましたが、結果的に、経産省でこの案は採用されず、これまで示されてきた改正案の内容で、9月13日に公布、10月15日に施行になりますよ」と報告した。

広範囲な規制条件を突きつけられて、社長、相嶋から、指示やコメントはなかった。

それから10月7日の業務運営会議で相嶋が「うちのは殆ど当たらない」と弊社製装置を非該当とする方針を示すまでの間、社長、相嶋と規制に関して「該当」「非該当」等とやり取りした覚えはない。

9月27日に社内連絡書に相嶋の承認を受けたときも、相嶋は何か言っていたのかな。

10月7日の業務運営会議で相嶋が「うちのは殆ど当たらない」と発言したのは、誰から「どういうものが許可申請が必要になるのか」といった質問があったからのはず。

言ったとしたら、■■■、■■■、■■■あたりで、ほかの者は考えられない。

相嶋のこの発言に至る経緯、原因動機として、規制に向けた3人による話がないというのは、筋が通らない、メチャクチャと言われても、この当時、社長、相嶋と話したことは、ニュアンスでも思い出せない。

■■■を輸出管理最高責任者とする件も、社長や相嶋と個別に話していない。

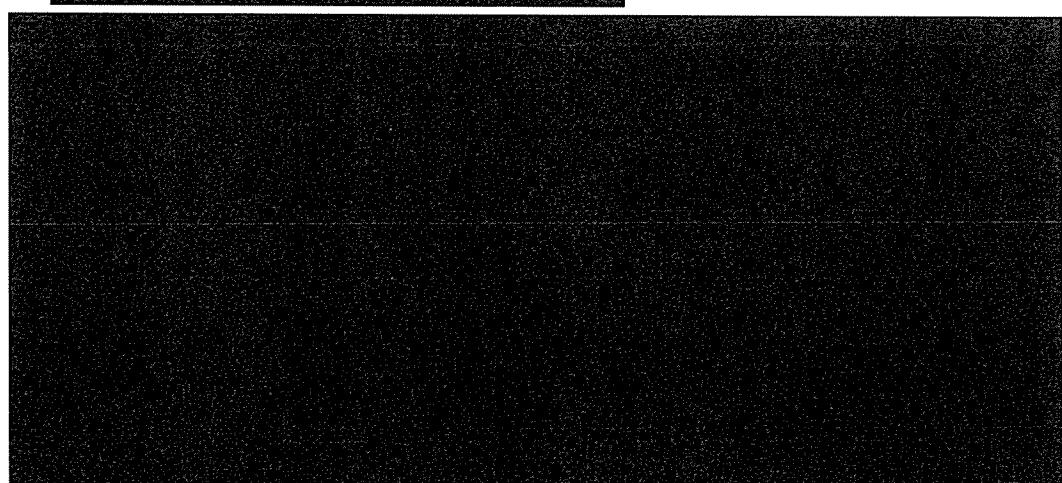
この時期のことは、よく思い出す。

結局、私、社長、相嶋が、示された法律に正対しなかった。

法律を見て見ないふりをした。

放り捨てて、分からぬ者に丸投げした。

(4)



(5)

- (6) [REDACTED]
- (7) [REDACTED]
- (8) OJN
[REDACTED]
- (9) 海外営業部 営業活動 結果と計画
[REDACTED]
- (10) BASF 案件の組立業者
[REDACTED]
- 3 次回取調べ
8月9日(金)午後1時
(7月29日～8月8日、[REDACTED]出張、[REDACTED])

令和元年8月13日(火)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 8月9日(金) 原宿分室 711号室 2 取調べ内容 (1) 規制直前について <p>平成25年8月19日の経産省によるヒアリングは、規制間近であり、最後は社長に行ってもらって方針も決めてもらうしかないと考えていた。</p> <p>ヒアリングでは主に社長が経産省とやり取りをしたが、社長から「毒素等を乾燥できる専用設計のものに限定」等の発言は、あったのかもしれないが覚えていない。</p> <p>社長から、該非の線引きのような話はなかったと思う。</p> <p>経産省から、パブコメの募集のほか、許可申請時の必要書類等、事務的な説明があったことは覚えている。</p> <p>同日の夜に、経産省から、仕向地毎の必要書類を示す経産省ホームページのURLがメールで届いているが、ヒアリングで弊社がこの件を質問したという記憶もない。</p> <p>この当時、自分としては該非判定の基準はなく、社長や相島から示された記憶もない。</p> <p>少なくとも、弊社製装置がハの規制にすべて非該当という考え方にはなかった。</p> <p>その後、大川原製作所の[REDACTED]さんにお願いした、「毒素等を乾燥できるもの」という要件が採用されず、広範囲な規制条件で確定し、改正法の施行も目の前だった。</p> <p>そこで、9月27日の社内連絡書の発付、9月30日の営業会議に向けて、8月19日に経産省から示されたホームページを閲覧して、許可申請について確認をした。</p> <p>弊社製装置がすべて非該当になるとは想ていなかつたので、取引があつたり今後取引が想定される国毎に必要書類を確認した。</p> <p>社内連絡書、営業会議では、いずれも、輸出規制に関する事実のみで、</p>		

該非判定をどのようにすべきかということは示せなかった。

その後、10月7日の業務運営会議の前に、社長室に社長、相嶋、私が在室したとき、相嶋の「経産省は分かってねえなあ」という発言を受けて、社長が、具体的な言葉は覚えていないが、「弊社の装置は定置での滅菌・殺菌ができない」旨の判断基準を示した。

社長、相嶋らが規制に対するこのような考え方を示したのは、このときが初めてだったはず。

ただし、2人から、何が該当で何が非該当なのか等、明確な線引きや具体的な根拠について説明は受けていない。

これを受け、10月7日の業務運営会議で相嶋が「うちのは定置での滅菌・殺菌に殆どあたらない」と発言するに至った。

こうした経緯であったため、私が[]らに「ハが非該当になる」と説明したのは、規制の直前であったはず。

(2) 近況、社長の考え方

今日、社長が経産省に提出した書類に目を通してきた。

規制内容が決まったときに、判定基準を話し合ったり、考え方や線引きを示さなかつたのは間違いであったが、社長の考え方は正しいのではないか。

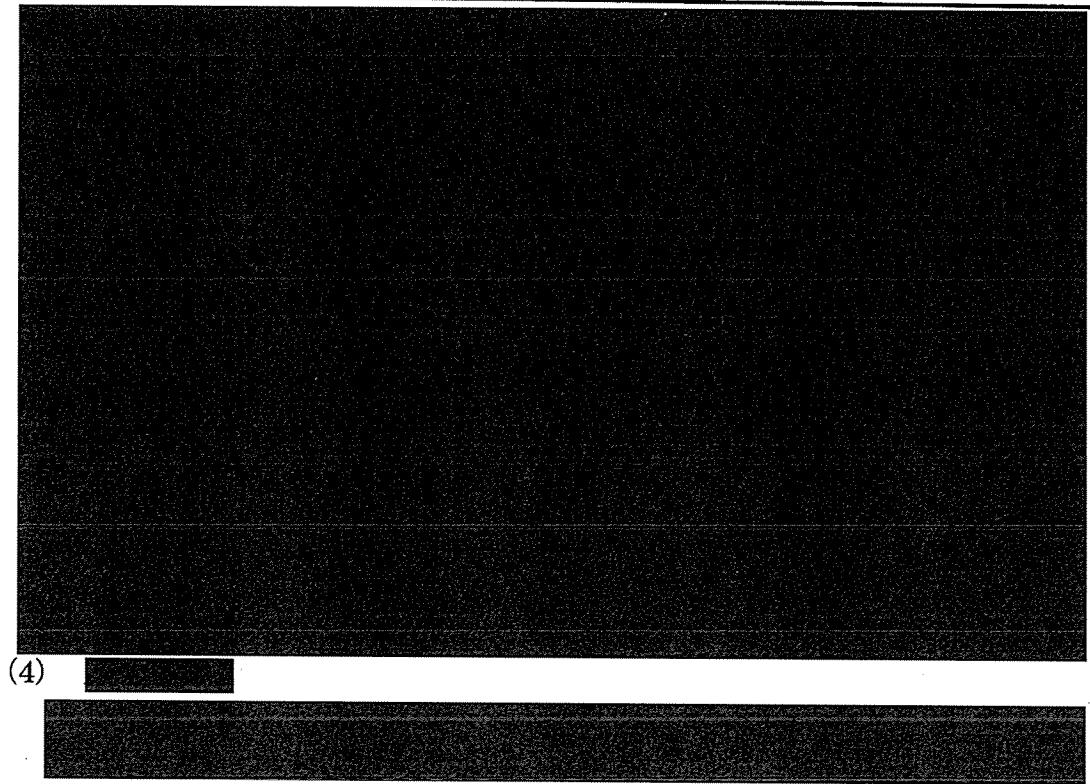
ガイダンスに執筆した内容が、良くも悪くも社長の考え方で、今も変わっていないはず。

3 次回取調べ

8月23日（金）午前10時

令和元年8月26日(月)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 8月23日(金) 原宿分室 711号室		
2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 輸出規制前に「非該当」との方針を決定した経緯について (2) 社長、相嶋 問 最近、社長、相嶋とは、どのような話をしているのか。 2人が言っていることは。 答 社長が経産省に提出した該非判定の書類は見ましたが、私も出張で忙しく会社にいないことが多いので、特に社長と話はしていない。 相嶋とは、6月に静岡で話をした以降、電話でもメールでも話をしていない。 問 社長が提出した書類に対する、経産省からの回答は。 答 まだのようです。 問 その書類を読んだが、全く意味が分からない。あの内容を経産省は認めない。そもそも、輸出規制当時に必要なものを、ガサ後これだけ経ってから作成、提出して。ガサ当日には立ち合わないし。社長はどうなってるんだ。 答 私に言われても。社長には、社長の考え方がある。 (3) 国立ペスト予防研究所、[REDACTED]		



3 次回取調べ
9月4日（水）午前10時

令和元年9月6日(金)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 9月5日(木) 原宿分室 701号室	
2 取調べ内容 <p>(1) 当日の休憩時に相嶋と話した内容</p> <p>警察施設を出て直ぐ、相嶋に「相嶋さんは僕に『条文が意味することを経産省に確認してこい』と言ったと警察に話しているようですが、僕は言われた覚えはないと言っていますよ」と言ったところ、相嶋は「うーん」と言っていた。</p> <p>「規制直前の会議で、相嶋さんが『うちの装置は殆ど当たらない、非該当』と言ったのを僕は聞いてますからね」と言ったら、相嶋は「あー、言ったかもしれない」とも言っていた。</p> <p>システィックで相嶋さんが怒ったのは何ですかと聞いたら、「チームが外されて、滅菌・殺菌になったから。殺菌が入ったからだ。どういったものが含まれることになるのか分かってねえで」と言っていた。</p> <p>あと相嶋は、「島田に『経産省に確認してこい』と言ったのは、ガイダンスの冊子を見せられたときかもな」とか言っていたが、とにかく、相嶋からそんなことは言われていない。</p> <p>そもそも、本当に相嶋が私にそのような指示を出していれば、[REDACTED]が相嶋に規制の判断基準を聞いてきたとき、私に経済産業省の見解を確認するはず。</p> <p>(2) 島田の供述の変遷</p> <p>平成25年9月下旬ころに社長室で、社長が私と相嶋に規制に対する方針を示した件は、社長や相嶋を庇いたいという気持ちで、これまで話してこなかつたり隠してきたわけではない。</p> <p>社長と相嶋が言った言葉を一字一句まで覚えておらず、言っていた内容をニュアンスでしか覚えていなかったため、話していなかった。</p> <p>このときは、相嶋の「経産省は考え方がおかしい」といった発言に対し、社長が「うちの装置は定置での滅菌・殺菌ができないので非該当でいいの</p>	

では」というような見解を示したもので、それ以上の具体的なやり取り等は思い出せない。

私としては、自分が書記を担当したその直後の会議で、相嶋が「そもそも経産省の考え方方がおかしい。うちの装置は定置での滅菌・殺菌はできない。だから非該当でいいんだよ」等と発言し、これに対し社長を含め誰も異論を唱えなかつたため「非該当」とする社の方針が決まったことをしっかりと鮮明に覚えていたため、社長室での3人の話し合いではなく、この会議のことを話してきた。

このときの会議は、規制直前で、私が書記も担当したため、よく覚えているが、過去の議事録を調べて、平成25年10月7日の業務運営会議であったことを確信した。

ただ、警察の方から、相嶋が会議でこうした発言をする前に、私、社長、相嶋らで規制に対する「方針」を決めて、それを受けて相嶋が発言したという流れが自然ではないかと追及され、確かに、そのとおりだし、実際にそういうふた話し合いもあったので、覚えている範囲で正直に、そのときのことを話したもの。

(3) 社長からの指示・言葉

私の役員という立場上、社長室に入って、社長に報告をしたり、社長から決裁や許可を受けるという機会は多い。

社長への報告時、社長からは「分かった。ありがとう」と言われたり、「ここだけは注意しろ」「こうしてもらいたい」等と指示がある。

書類の決裁については、その場では返って来ず、後で文字が入って返ってくることが多い。

社長許可を要する多額の取引や利益率の少ない取引の場合は、「分かった。了解」と言われたり、製品保証する部分や取引先の信用度を指して「ここの部分は注意してね」等と指示がある。

(4) 平成24年12月の経済産業省とのメールのやり取り

このとき、経済産業省の担当者からメールで、AG規制テキスト（英文）のほか、初めて日本語の政省令案を示され、「この訳は正しいものでしょうか。ご確認頂ければ」等と依頼を受けた。

現行法と同じ「滅菌又は殺菌」という規制内容であった。

この資料を相嶋と社長に見せて、指示を仰いだことは間違いない。

このときに相嶋と社長が指示した具体的な言葉までは思い出せないが、2人からの意見を基に、私が「AGで規定した capable of drying toxins or pathogenic を政令あるいは省令に記載した方が良いと思います。そうでなければ、他国に比べ広範囲の規制となり一般輸出に影響が出る恐れがあります」と回答をしたことは間違いない。

このときの「in situ を定置した状態でとしてますが、分解せずにとした

方が意味が明確になるのではないか」と回答した件については、相嶋がシステックで激高した平成24年2月ころに既に、相嶋と私で「in situってどういう意味だろう」という話をしており、相嶋は「分解せずにという意味だろう」と言っていたが、私も同意見だった。

3 次回取調べ

9月19日（木）午前10時

令和元年9月20日(金)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 9月19日(木) 原宿分室711号室		
2 取調べ内容 (1) 供述調書1本作成 今年の6月18日及び9月5日に相島と今回の件で話した内容について (2) 経産省のヒアリング、パブコメ ヒアリングにあたり、私は、大川原製作所の[REDACTED]を訪ねていない。 経産省のヒアリングの席で、担当者から「パブコメという形で意見やコメントを聞きますが、要求どおりになるとは限りませんよ」という説明があった。 自分としては、もともと役所が一度決めたことをひっくり返すことなどないと考えており、パブコメによって条文の根本が変わるとは思っていなかつた。 社長は、その辺があまかったのではないか。 弊社からのパブコメでは、口の規制が「英文と省令に整合性がない」と意見したが、今改めて確認すると、整合性はありますかね。 また、イの規制について「入口温度及び出口温度にかかわりなく」という文言があると、運転条件を変えることで、ほぼ全ての装置が該当するため、削除すべきと意見した。 この文言は削除されたが、結局、イの条文の内容や規制範囲は変わらなかつた。		
(3) 平成25年9月30日 社長や私が出席した営業会議は、13時10分の開始であったが、社長と私は冒頭で話をした約10分後には間違いなく退席している。 この日に、8月19日のヒアリングで示された仕向地ごとの必要書類をホームページから印字しているが、この資料は、営業会議等に向けて出したもの。 この資料の内容は、私が社長と相島に口頭で報告し、営業会議後に話を		

する時間もあったので、社長室で社長、相嶋、私の3人で話し合い「非該当」の方針が決まったのは、この日だったか。

この場で私は、社長と相嶋に「仕向地によって地域分けがあります。申請で出す書類や申請する場所も違ってきます。該当になれば、輸出手続は煩雑になりますよ。大変になりますよ」等といった説明をしたと思う。

前職での経験で、役所から必要書類の提出を求められ、何回も足を運んだことを覚えていたため、このような話をした。

ただ、当時、許可申請をした際、どれくらいの期間で許可が下りたのかを覚えておらず、分からなかったので、この説明はできなかつたし、しなかつたと記憶している。

社長は、私の説明を聞いて、「そうか」とか言っていたが、最終的に、非該当の方針を示した。

9月30日は、相嶋と社長に持ち回りでガイダンスの執筆を依頼しているが、相嶋からは当日のうちに書類が戻り、社長からは私の出張後の10月7日か8日に戻ってきて、10月9日に私がその執筆内容を反映させたデータをシスティックに送った。

ガイダンスに手書きされている箇所で、私が書いたところはなく、「原料の液体は水の他」「製造粉体の」「二流体ノズル」という3か所が相嶋の字で、それ以外は全て、社長の字。

ガイダンスに掲載の弊社製装置の写真は、システィックから「掲載しないと困るので出してください」と頼まれ、ガイダンスにも「医薬品の例」と書かれていたため、L-8を医薬品用に専用設計した装置を選んだ。

(4) 社長と最近話した内容

社長から、警察の調書に応じたという話を聞いた。

その内容も少し聞いて、なるほどと思ったが、詳しくは聞いていない。

そのとき社長は「該非の線引きをしなかったのは問題だった」とか言っていた。

(5) 海外営業部員

そのとき私は■に「該当になったら大変だよ」と言った。

そして、そのころ初めて、単に「ハは非該当でいいよ」と伝えたはず。

3 次回取調べ

9月27日(金)午前10時

4 島田の予定

9月30日～10月5日 ■で展示会

10月15日～10月19日 ■で粉体工業展
10月28日～11月1日 (予定なし)

令和元年9月30日(月)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 9月27日(金) 原宿分室 721号室		
2 取調べ内容 (1) 問答		
<p>答 規制直前に社長室で、社長、相嶋、私の3人で話し合いをしたという件は、なかったと思う。</p> <p>問 自分から話し始めたことだし、やったこと、あったことはしょうがない。</p> <p>答 私としては、会議で相嶋が「うちのは殆ど当たらない」と言ったことを良く覚えていて、社長室での話は、社長、相嶋や私が言ったことは覚えていない。</p> <p>問 最近、社長と何を話した。</p> <p>答 相嶋が「社長が最終的に方針を決めたので、責任は社長にある」と話しているようだと伝えたら、社長は「えっ」と言って、非常に驚いていた。</p> <p>問 3人ともちゃんと責任を取らせるので大丈夫。</p> <p>答 社長はガイダンスで自分の意見を示している。内容は、曝露防止等の専用設計のものが規制対象と書かれている。社長は、そのように考えていたということ。各メーカーの実情も、ガイダンスを指針、参考にして該非を判断している。</p> <p>問 曝露防止等の専用設計に限定するなどとは書かれていない。AGのハンドブックにも「typical」、典型的・代表的なものとして書かれているだけ。そもそも、規制当時、大川原の者は AG のハンドブックは見ていないので、そんな議論にもならない。</p> <p>答 確かに当時、AGの規制文の話は出でていない。該非について、そのような議論はしていない。</p> <p>問 規制直前に、社長室で話した内容は。</p> <p>答 3人で規制について話をしたが、私としては、ニュアンスで、相嶋が</p>		

「経産省は考え方方がおかしい」みたいなことを言って、社長が「定置での滅菌・殺菌ができないので非該当」という見解を示したと記憶している。

問 非該当との方針が示されたのに、社として該非の判定基準は作成しなかつたのか。

答 該非の判定基準は、あいまいというか、なかった。自主判定というのも、判定基準を経産省に持つていて了承されないと公的なものにならないし。その作業を私がやるという話もなかつたし、結局、誰もやらなかつた。

問 その機会は、いくらでもあった。規制直前や、■が文書を作成したとき。完全に義務を怠つた。

答 そうですね。

(2) 規制直前の社長室での話し合い

社長室で社長、相嶋、私が話をする際、まず社長を含めた2人で話が始まった後、社長が社長室のドアから顔を出して「相嶋さん」「島田くん」と声を掛けて、3人で話し合うことも多かった。

この規制直前のときも、相嶋は後から来たのかな。

社長は、相嶋から意見や見解を示されたとき、どうしてもノーの場合はノーと言うこともあるが、あまり反対するような人ではない。

社長は「そうですよね」などと言って、相嶋に同意することが多い。

(3) ■の心情等

まず、■が規制後に輸出管理を担当することは、それまで通関手続を一手に引き受けていて、貿易実務の資格も取っていたため、必然の流れだった。

そのため私は、経産省の担当者との打ち合わせにも■を同席させてきた。

該非の判定については、■から私宛に電話で「どういうふうに考えればいいんですか」と聞かれた際、「イは設定温度での数値、ロは装置の設置時にノズルが有るか、ハは非該当でいい」などと答えたと記憶しているが、この時期がはつきりしない。

このとき■に、ハだけでなくイとロの話もしたはずで、■は規制後の案件で全ての要件を非該当としているため、この電話でのやり取りは、規制前ではなく規制後だったかもしれない。

ただ、私は■にハの要件が非該当となる根拠やその線引きを示せなかつたので、■にしてみれば、ハの線引きが曖昧、不明確であったため、不安だったのだと思う。

そのため、社内の勉強会で、ハの要件について「微妙」などと言つたのではないか。

仕向地ごとの必要書類やキャッチオール規制に関する資料は、規制の施行にあたり、リストだけでなくキャッチオールも関わるため、海外営業部の[]と[]には「確認しておくように」などと指示をしている。

3 次回取調べ

10月8日(火)午前10時

令和元年10月9日(水)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 10月8日(火) 原宿分室 701号室		
2 取調べ内容 (1) 認識 <p>([REDACTED] 案件の資料を示し、社内の打合せ覚書に「乾燥運転（温度による殺菌）してから再生産する」と、Operation manual には英文で「CIP 後の乾燥運転は装置内部の乾熱滅菌と乾燥を目的としている」と記載されていることを申し向けた。)</p> <p>[REDACTED] は先週に出張で行っていたが、ここ SD は装置の後のダクトやラインまで、乾燥運転で殺菌ができるようになっている。</p> <p>heat sterilization (乾熱滅菌) という記載は、heat disinfection (乾熱殺菌) の間違いではないか。</p> <p>ただ、乾燥運転、空焚きで装置内部を少なくとも殺菌できるということは、SD の製造メーカーの者であれば誰でも知っていますよ。</p> <p>そりや、そうですよ。</p> <p>規制内容が決まったとき、確かに、何でもかんでも規制される法令だと思った。</p> <p>何でもかんでも輸出を止めてしまう。一般貿易を止めてしまうと。</p> <p>それなので、イの水分蒸発量は、仕様書上の温度、風量、空気の比熱の3要件で運転した場合の数値で判定することとした。</p> <p>風量を下げることで、規制の範囲に入ってしまうので。</p> <p>ロの平均粒子径は、出荷時に、ツインジェットノズルが付いているか否かで。</p> <p>弊社製 SD は、ノズルへの互換性があるので、全て該当してしまう。</p> <p>L/OC シリーズの場合は、ツインジェットノズルがオプションとしても付いている。</p> <p>ハの滅菌・殺菌は、社長から「うちの定形器は非該当」といった言葉はなかったのではないか。</p>		

社長からは、ガイダンスに書かれているように「CIP のような装置が該当する」と。

だから、私としても、そういう考え方でいいのかと。

「何でもかんでも規制される」という考え方から、「規制範囲を専用設計に限定した」合理的な理由を説明しろと言われても。うへん。

結局、社長、相嶋、私の3人で、はっきりとさせずに進めてしまった。

もう、私が1人で決めて、それを [REDACTED] に伝えたでいいじゃないですか。
それでいいですから。

(2) 平成 24 年 12 月の経産省とのメール

私が返信した「AG で規定した『capable of drying toxins』を記載しないと他国に比べ広範囲の規制となり一般輸出に影響が出るおそれがある」という内容は、相嶋、続いて社長に相談して、2人から出た意見だったはず。

具体的な言葉は覚えていないが、2人とも、この旨を言っていた。

このときは3人とも、規制範囲を専用設計の装置に限定しないと一般輸出に影響が出る、弊社の定形器を含む一般貿易に影響が出るという考えであった。

(3) 経産省のヒアリング、パブコメ

ヒアリングの席で、社長がイ・ロ・ハの各要件に関して質問していたという記憶はない。

ハの要件については、全く触れていないはず。

翌日私が経産省に出したパブコメは、社長から「他からも出してもらうので、うちからも出しとけ」などと言われて回答したもの。

それなので、この内容はあくまで自分の考えで、社長の確認も受けていないような気がする。

(4) 「年度計画」に記載の「脅威、輸出規制」

[REDACTED] が作成したもので、私は関わっていない。

「脅威 SD の輸出規制」とあるが、これは、社長の意向で契約していたコンサルタント会社が「強み、弱み、機会、脅威」という4つの言葉でビジョンを立てるようというアドバイスがあったから。

SD の輸出規制は、当然、脅威であった。

(5) 劣化ウラン

[REDACTED]

(6) 社長、相嶋、[REDACTED]

社長とは、もちろん会社で話をしている。社長は、特に変わりない。

今になって社長が言っている「高度な殺菌・炭疽菌を対象」というようなことは、やはり規制当時は聞いていない。

相嶋は、先日の取調べを受けた日に電話がきて「取調べで『島田と話が合わない』と言われたので話をしよう」と言わされた。

出張等で忙しかったので、10月7日の月曜日が空いていると伝え、この日に私から相嶋に電話した。

相嶋は「最終的には社長だよね」とか言っていたので、「社長にも何らかの責任はあります」と答えておいた。

「俺は『経産省の言うことなんか聞かなくていい』とか言ってないよな」とも言っていたので、「そうですよね」と答えた。

■は、昨日午後から出勤してきて、廊下ですれ違ったとき、避けるような無視するような感じだったので、私から電話をしてみた。

■は「私が言っていることと島田さんが言っていることが全然違う」などと文句を言っていた。

ちなみに、今日から今週の末まで、■に出張に行っている。

WGC の装置は CIP が付いているのに、■はこの案件でハを非該当としているので、私は■に「CIP 等が該当する」などと一切言っていないのでは。

■は、この案件で、何でハを非該当とし、水分蒸発量が 1,300 キロなのにイを該当としているのだろう。

■のことが心配だ。

(今後、自分たちの処遇がどうなると考えているのか)

もちろん、覚悟はしています。

3 次回取調べ

10月24日(火)午前10時

令和元年10月25日(金)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
<p>1 取調べ日・場所 10月24日(木) 原宿分室 701号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) 調書1本作成 (BASF向けRL-5の輸出案件について) 「[REDACTED]に責任はありません」という一文を入れてもらえないですか。</p> <p>(2) 社長に対する「輸出許可申請」の説明 輸出規制の1年くらい前、平成24年12月に経産省に「毒素等を乾燥できる旨を記載しないと一般貿易に影響が出る」等と回答したころ、社長に、自分が前職で経験した輸出許可の申請業務について説明をした。 場所は社長室で、私と社長の2人だったはず。 私は社長に「これ、規制になれば、かなり申請が大変ですよ。煩雑になりますよ。前の会社では大変でしたよ。まず、書類を受け付けてくれない。受理してもらうのに、何回も行かなくてはならない。書類が足りない、サインが違うとか言われて」などと説明した。 私は当時、許可又は不許可の判断が90日以内に出されることを知らなかったため、自分の経験則から、「そして、書類の受付から許可が下りるのにも相当の日数がかかります」などと説明した。 社長は「そうだよな」と言っていた。 社長も、私の説明で、輸出許可申請の実態が分かったはず。 許可申請を出すということは、納期がどうのこうの問題じゃないんですよ。 契約を履行できない、契約を取れないんですよ。 許可がいつ下りるのか分かりませんじゃ、そんな契約書にはサインできないと言われてしまう。 お客様も、他の会社を選ぶ。 契約を取れたとしても、解約されたり、苦情も入るし。 競合相手に勝てない。</p> <p>(3) 社長の「輸出許可申請」に対する見解</p>		

規制直前の平成25年9月ころ、社長室で社長が「許可申請を出しても、ほとんど通らないよ」と発言していた。

そのとき社長室にいたのは、私と社長のほか、確か相嶋、あるいは部員クラスで質問等ができる■、■、■あたりだったかもしれない。

社長は、輸出許可に関する質問を受けて、このように答えていた。

私は、輸出許可の申請業務は、非常に面倒で煩雑であると思っていたが、許可が下りないという考えはなかったため、社長は何を知ったかぶつてんだ、なぜ分かるんだろう、どこかに確認をして知っているのかなと思った。

当時、このように思ったため、社長のこの発言は鮮明に覚えている。

(4) 平成24年12月26日付け経済産業省への返信メール

経産省からの問い合わせのメールは相嶋にもCCで送られているので、私は相嶋と社長の両方に、間違いなく相談をしている。

相嶋には「相嶋さん、どうしましょう。どういうふうに返事をしたらいいでしょうか」と。

社長には「どういうふうに回答すればよろしいでしょうか」と。

返信した内容のうち、

1) の「毒素等を乾燥できる旨を記載しないと一般貿易に影響が出る」というのは、相嶋と社長からの意見・指示を基に私が作成した。

2) の回答は、口の要件で「噴霧ノズル」と訳すべきところを、どの会社でも製造できる「2流体ノズル」に限定されている理由が分からなかつたため、意見したもの。

この回答については、社長、相嶋と話をした覚えはない。

3) の『in situ』を『分解せずに』としたほうが」というのは、相嶋の意見だったので。

相嶋は、省令案が出る前から、『in situ』は『分解しないで』という意味だろなどと言っていた。

相嶋からの指示は口頭で、社長からの指示は、口頭か手書きのペーパーかのいずれかだった。

3 今後の予定、次回取調べ

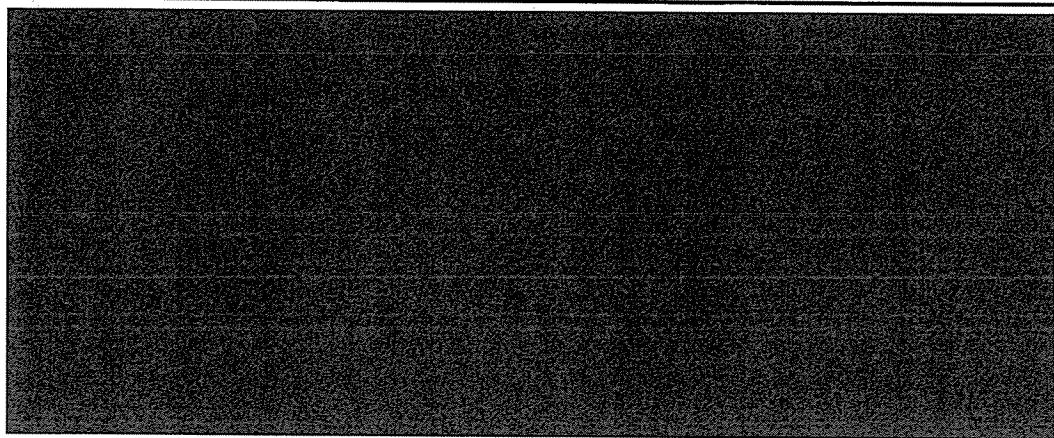
10月29日(火)～10月31日(木) ■出張

11月 4日(月)～11月 8日(金) ■出張

11月 1日(金)午後2時 取調べ

令和元年11月5日(火)

メモ	担当者	[REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
<p>1 取調べ日・場所 11月1日(金) 原宿分室 701号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) 社長の「輸出許可申請」に対する見解 前回、規制直前ころに社長が「許可申請を出しても殆ど通らないよ」と言っていたと話したが、最近社長に「言ってましたよね」と確認したところ、「そんなこと言ってない」と言っていたので、なかつたことにしてください。 (全体的に、反省している様子が見受けられない)</p> <p>(2) 輸出許可申請の煩雑さ・不利益 今と前職のころを比べても、輸出許可申請の煩雑さは変わらない。</p> <p>[REDACTED]</p>		



許可が下りた後に装置の製造を始めても、間に合わない。

そもそも、許可がいつ下りるか分からぬでは、商談にならない。

他国は、そのような規制はかかるないと言われてしまう。

日本は、今の役人の考え方で、何でもかんでも止めてしまえと。

国際競争力が大事だということは、海外だけの問題ではない。

海外市場におけるシェア・信用度というブランドが国内にも反映される。

弊社は、お客様のどんな要望にも応えられるほど、技術に自信を持ってい
る。

それだけの製品を作つて、病気の治療等に役立つなど、社会に貢献して
いる面もあるんですよ。

もう、終わらせてくださいよ。

(3) 経済産業省からのヒアリング

ヒアリングは、経産省が社長や■さんから話を聞きたいという趣旨で
あつたし、私は■さんと面識もなかつたため、目下の者として口を挟ま
なかつた。

弊社側は当然、社長が中心に話をしていた。

(4) 次回取調べ

11月20日(水)午前10時

令和元年 11月 21日 (木)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 (34回目) 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 11月20日(水) 原宿分室 701号室	
2 取調べ内容 (1) 冒頭での問答 問 自分達がしたことについて、ちゃんと反省をしているのか。社長や相嶋を含めて。実際のところ、反省していないのでは。 答 反省はしません。解釈を間違っただけです。 問 証拠からも、その言い訳は通用しない。もう一度確認する、反省はしていないのか。 答 (涙目で) 反省はしません。当時は、社長や相嶋から「うちのは殆ど当たらない」という解釈を聞いていたんですよ。当時は。 問 「反省していない」ということであれば、どのように考えているのか。社長や弁護士から何か言われたのか。仕方ない。なるようにしかならないから。 答 (涙目で無言)	
(2) 定形器の該当性 ・口の要件について 当時、ツインジェットノズルが標準装備されているツインジェッターシリーズが、一番危ないと思ったのは事実である。 当時は、L/OCシリーズは、出荷時にツインジェットノズルが付いているものだけが口の要件に当たると思っていた。 ただ、L-8iは、カタログに「微粒子造粒用」と書かれているように、ディスクでも細かい粉体を製造できることは知っていた。 その理由として、L-8iに搭載しているディスク「MC-50」の回転数は、1分当たり 10,000 ~ 48,000 と、他器種の搭載ディスクより回転数が多い仕様になっているためである。 基本的にディスクで小さな粉体を製造するには、ディスクの回転数を上げる、ポンプのローター回転数を下げて水分蒸発量を下げる、原液の	

濃度を下げるこことによって出来る。

ただ当時は、L-8i のディスクでもシングルミクロンが製造できるなんて、思ってなかつたんですよ。報告も受けていない。

とにかく、出荷時にツインジェットノズルが付いているかどうかと思つてしまつていたんですよ。

・医薬品製造について

弊社の定形器はすべてコーナーがR加工されているため、基本的に洗浄および滅菌・殺菌性に優れている。

ディスクはオイルを使用するためコンタミの問題があり、医薬品には向いていない。

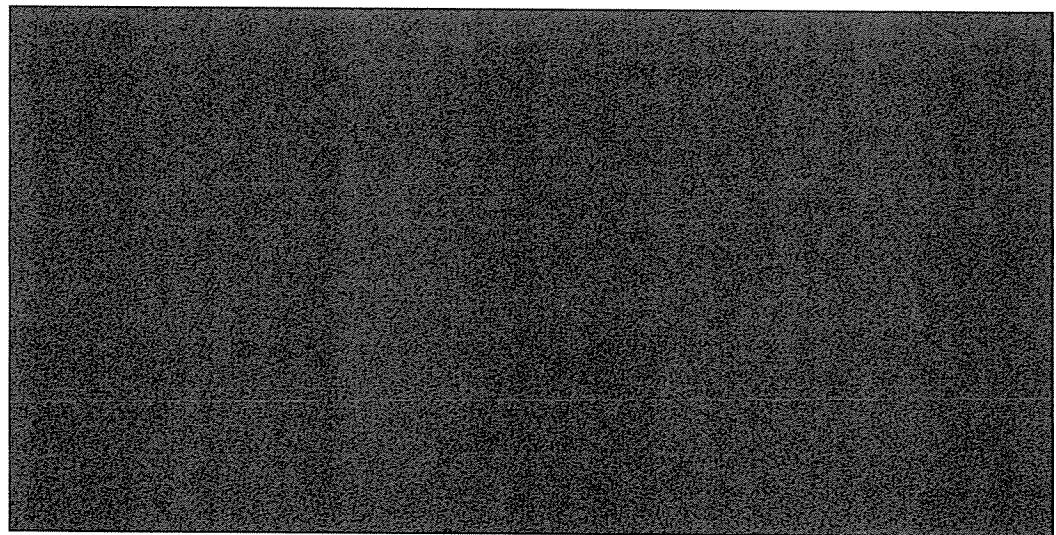
また、医薬品の用途で製造する微粒子は、その小ささから乾燥室下の容器では殆ど回収できず、サイクロン下の容器で回収するようにしている。

反対に、セラミック用途の大きな粒子は、重たいため乾燥室下の容器で回収することになる。

このような理由で、医薬品向けには、Fシリーズではなく、ツインジェッターシリーズやL/OCシリーズが適している。

空焚きについては、空焚きで装置内部を殺菌できることは当たり前のことで、経産省から「滅菌殺菌は、蒸気に限定せず、乾熱、薬液等のあらゆる方法を含む」と言われたが、とにかく、それで殺菌できるものまで該当するとは、当時は思つていなかつたんですよ。

(3) グローバル化の目的



(4) OJN



(5) 外出時間

3 次回取調べ、今後の予定

12/6 (金) 午前 10 時 取調べ

12/15 ~ 12/20 出張 ([REDACTED])

翌 1 月

令和元年12月9日(月)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		(35回目)
<p>1 取調べ日・場所 12月6日(金) 原宿分室 701号室</p> <p>2 取調べ内容</p> <p>(1) SD 内部の滅菌・殺菌について</p> <p>一般的・代表的な方法は、蒸気、薬液、乾熱の3種類で、湿熱は一般的な方法ではないと思う。</p> <p>SD を乾燥運転つまり空焚きをすれば、装置内部が高温となり、内部を殺菌できることは当たり前のことである。</p> <p>各菌がどれくらいの温度で死ぬのかという細かい知識はないが、一般的な細菌であれば、100度程度で死ぬということは知っていた。</p> <p>RL-5の場合、乾燥室の入口温度を200度に設定して乾燥運転をすれば、1時間ほどの運転で、乾燥室の出口温度が150度、サイクロン下部が130度、バグフィルタ下部が110～120度、排风口が150度ほどの温度分布になるはずである。</p> <p>その際、内部で最も低温となる箇所は、バグフィルタ下部のはず。</p> <p>ただ、当時は、社としての解釈は不明確なままで、社長からも該非の判断に関する説明がなかったこともあり、当時私は、CIP等で自動で殺菌等ができるものが該当すると考えていたんですよ。</p> <p>まさか、空焚きも含めて、何でもかんでもとは。</p> <p>規制直後の会議で「民生用であれば輸出ができるので SD は問題ない」と言ったのは、うまく説明できないが、社長がガイダンスに「専用設計の装置が規制対象となる」といった内容を書いていたし、相島が会議で「うちのはほとんど当たらない」と発言したことにも影響を受けての発言であったと思う。</p> <p>当時私が輸出規制に関して記録した「平和利用の SD をも規制する」「一般貿易に影響する」という言葉は、同じ意味で、そこには弊社の定形器も含まれるのは確かである。</p> <p>私が発言等してきたことに矛盾がある、一貫性がないと言われれば仕方</p>		

がない。

結局、該非の判定基準は不明確で、統一の解釈もないまま、私たちは、責任逃れで手を引いてしまった。

(2) L-8i の平均粒子径について

L-8i は、GEA 社の「モービルマイナー」に対抗する目的で開発された器種で、汎用性を重視し、ディスク・ノズルの両方に対応できる。

ディスク式で細かい粒子を製造する方法は、ディスクの周速（回転数×円周）を上げ、処理量を下げることで出来る。

また、L-8i に搭載のアトマイザ「OCA-009」は、モーターがディスク部の棒（スピンドル）と一体の直接回す構造で、他の器種と比べて回転数が多いため、細かい粉体を製造できるという特徴がある。

弊社の各資料に書かれているように、確かに L-8i のディスクでもシングルミクロンの粉体を製造することができる。

でも、当時は、できると知らなかったんですよ。

(3) 経産省とのやり取り

平成 24 年に [] さんから、蒸気滅菌に限定する案について「AG の会議に出席してきましたよ。主張は通りませんでしたよ」と直接聞いた。

弊社かつ日本の要望が通らなかったということだと思った。

規制直前のヒアリングでは、[] さんから「該当するものは申請する必要がある」と言われ、申請書類等について「こういう形です」と説明を受け、安全保障輸出管理に関する資料も手渡された。

このときは、経産省側からの説明が中心で、特に弊社側から質問をしたという記憶はない。

(4) 退社時間

3 今後の予定、次回取調べ、

12/15～12/20 [] 出張 ([]))

12/23（月）午前 11 時 取調べ

令和元年12月24日(火)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 (36回目) 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日・場所 12月23日(月) 原宿分室 701号室		
2 取調べ内容 (1) 問答		
<p>答 規制文に「細菌製剤の開発等に用いられる」などと記載があるので、そういった装置が該当するとも思っていたんですよ。</p> <p>問 システックでの「打合覚書」にAGを「生物兵器関連の汎用機器」と、また「平和利用のSDをも規制することになる」と自ら記載している。</p> <p>規制後も、[REDACTED]にメールで「要注意」と送った際の取引先は[REDACTED]という一般企業であった。イ・ロ・ハの要件に該当するものが、生物兵器の製造等に転用されるおそれがあるため、一般輸出において規制されていると知っていたとしか読み取れない。供述が矛盾している。意味が分からぬ。</p> <p>答 確かに、そのことは分かっていました。そうじやないんですよ。取調べで、私が規制後の会議で「民生用であれば輸出ができるのでSDは問題ない」と言った理由を聞かれたこともあったので、その発言は、条文がそういった内容になっていることを理由として言ったのかもしれないということです。</p> <p>当時、規制に該当するのは、CIP等で自動で洗浄・殺菌等ができるものと解釈していたんですよ。</p> <p>問 そのような該非の基準は、会議録等、当時の資料に全く残されていない。</p> <p>答 当時、この規制をどのように解釈すべきかということが明確でなかつたのが事実です。社長と相島とも、何が該当で何が非該当という話は、ほとんど全くしなかった。</p> <p>問 経産省との折衝を担当し、役員でもあったのに、社長らと該非の判定基準を決めようとしなかったのか。</p> <p>答 規制の該非について明文化しなかったこと、経産省に確認しなかった</p>		

ことは、まずかった。誰もやらなかった。

問 とにかく、自分、社長、相嶋に責任がある。

答 私は、相嶋が会議で「うちのはほとんど当たらない」と言って、社長がガイダンスで執筆した内容を見て、そういう解釈でいいんだなと。それ以上、詰めた話はしていない。相嶋がシスティックで何で怒鳴ったのかも分からなかった。

問 相嶋は規制内容を話し合う機会で怒鳴っているので、その理由は、規制条件が大川原側に不利益となるからというのは当たり前のことでは。担当として、役員として、怒鳴った理由を確認しなかったのか。

答 してません。いきなり怒鳴らずに普通に説明すれば良いのにと思っただけで。

問 無責任な話だ。今回の不正輸出に至った件は、島田さんが対規制の担当をしたことが原因では。

答 確かに、当時、ちゃんと話し合ったり、確認をしなかつたけど。技術的なことも詳しく知らなかつたし。ディスクでもシングルミクロンの粒子を製造できるとか。

問 無責任極まりない。島田さんが経産省との折衝を担当したことで不正輸出に至ることは必然だったということになる。

答 それなら、それでいいですよ。

問 自分らがどのように処遇されるのか、社長らと話しているのか。

答 社長とそんな話はしていない。

問 矛盾した、とぼけた供述を繰り返して、どのように処遇されると考えているのか。

答 もう、逮捕するなら、早くしてくださいよ。

問 当時、該非判定について思っていたことを、理にかなった説明をしてほしい。

答 イの水分蒸発量は、仕様書の条件で。口の平均粒子径は、出荷時に「ツインジェットが付いているか否か。ハの定置での滅菌・殺菌については、私や社長、相嶋は、該非の判定をしなかつた、何が該当非該当と決めなかつた。だから不安はありました。

問 システィックとの打合せで「滅菌・殺菌の概念はない」と言っているが、結局、規制当時、滅菌・殺菌を目的としていないという理由付けで非該当としたのか。

答 その言い方は聞いたことがない。

問 香港大川原の現況は。

答 [REDACTED]

(3) 被疑者の様子

「そうじゃないんですよ」「それなら、それでいいですよ」「もう、逮捕するなら、早くしてくださいよ」等、声を荒げる場面が多かった。

今年の5月から次男と同居していることを向けると、「何でそんなことを知っているんですか」「本件と関係のない、全く私的なことなので話したくない」とのこと。

情緒不安定又はそれを装っている様子であった。

3 今後の予定、次回取調べ

1/6頃～1/15 [REDACTED]出張

1/20(月)11:00～ 取調べ

令和2年1月21日(火)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏 名 島田 順司 (37回目) 生年月日 [REDACTED]	
1 取調べ日・場所 1月20日(月) 原宿分室 701号室	
2 供述内容 (1) 認識等 <p>会社として、無責任に法、規制を軽視したことで、不正輸出に至った。私や上層部に責任がある。</p> <p>社として、規制に対する自主判定の基準さえ作らなかつた。</p> <p>その自主判定も、当局に確認しない限り、あくまで社内の勝手な判断なので、意味がない。</p> <p>不正輸出を犯さないための該非判定委員会も、何の機能も持たず、形骸化していた。</p> <p>結局、ハの要件について、誰も明確な基準を付けず、白黒を付けなかつた。</p> <p>そのため、判定は不確実、あやふやなものなので、当然私も、ハの線引きについて、不安感を持っていた。</p> <p>ただ、滅菌・殺菌方法として蒸気、薬液、乾熱等があるが、乾熱による空焚きで殺菌ができるから、何でもかんでもがハの要件に該当するという考えはなかつた。</p> <p>熱が上がれば殺菌ができるのは当たり前のことなので、私はそう答えたわけだし。</p> <p>だから、敢えて悪意を持って、経産省に確認に行かなかつたわけではないんですよ。</p> <p>社内で、経産省に規制の線引きを確認すべきとは、誰も言わなかつた。</p> <p>私としては、[REDACTED]を最高責任者とする辞令が出ていたし、退いていた感じだった。</p> <p>ただ、社長や私にその責任があった、しなくてはならなかつたのは間違いない。</p> <p>社長や相嶋と、弊社のどの器種が該当・非該当などとは話し合つてなく、</p>	

結局、何も判定基準を作らないで走ってしまいました。

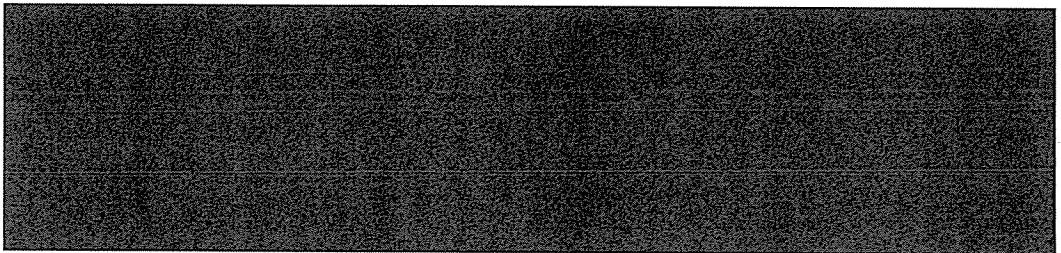
今年中に、会社は辞める。

(経産省から指摘されるまでは、許可申請を出さずに輸出を続けるという意図か。)

(肯定も否定もせず。)

(2) [REDACTED] 案件

この案件は、[REDACTED] 市場を開拓した経緯で [REDACTED] を知っていた私が担当した。



また、輸出規制後、弊社にとって、イ・ロの両方が該当する最初の案件であったためか、[REDACTED] から電話で「どうしたらいいんでしょう。」と聞かれた。

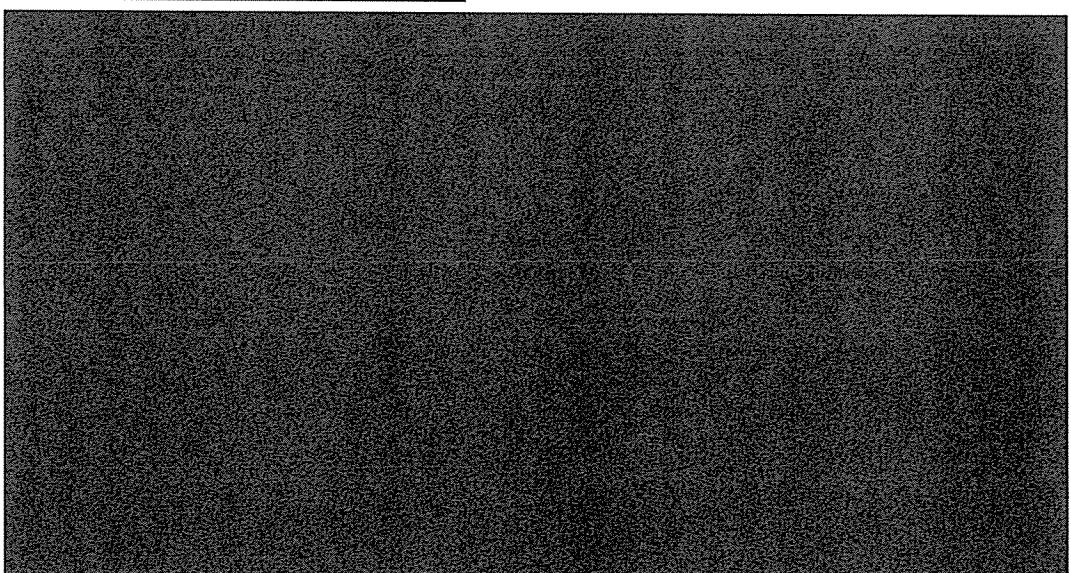
ハは非該当でいい旨を伝えたが、[REDACTED] も、どのように該非判定をして、どのような手続を踏むべきか、不安だったと思う。

このときに、社長や相島と規制について話し合った記憶はない。

このときも、ヒアリングのときと同様、経産省に規制の線引きを確認すべきであった。

今回の件は、私等の上層部に責任があり、[REDACTED] には責任がないので、勘弁していただきたい

(3) [REDACTED]



3 次回取調べ

2月7日（金）午前11時

令和2年2月12日(水)

メ モ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏 名 島田 順司 (38回目) 生年月日 [REDACTED]	
1 取調日・場所 2月10日(月) 原宿分室 701号室	
2 供述内容	
(1) 非該当で輸出することが決定した経緯 <p>規制直前に社長から「コンテイメント(封じ込め)できるものが該当ではないか。」といった説明を受けたと記憶している。</p> <p>ただ、社長、相嶋から、これ以上の該非に関する具体的、技術的な話はなかった。</p> <p>そういう意味で、社長が「非該当で輸出すること」を示したと言える。</p> <p>その方針を社員に初めて指示したのは、規制直後の平成25年10月7日の業務運営会議で相嶋が説明したときであった。</p> <p>結局誰も、該非の具体的な判断基準を示さなかつたが、輸出規制の対応をしていたのは社長、相嶋、私であつて、大筋で、非該当で輸出する方針をこの3人で決めたことに間違いない。</p>	
(2) 輸出許可申請の煩雑さ <p>弊社は規制前に輸出許可申請をしたことがなかつたため、前職で経験があつた私は、その実情を分かつてもらうために、規制直前ころ、社長同様、相嶋にもその話をした。</p> <p>私は相嶋と2人のときに「申請の書類や手続は相当煩雑になります。まず役所が書類を受理してくれない。書類を受理してもらうのに何回も行かなくてはならない。前職のときは本当に大変でしたよ。」などと、その煩雑さや会社に与える影響について説明した。</p> <p>相嶋は、無愛想に「そうか。」と言っていた。</p>	
(3) 社長の輸出規制に対する指示 <p>私が社長に経済産業省が示した規制条件等を報告した際、確かに社長は、はつきりとは覚えていないが、私に対して何かしらの指示や発言をしていた。</p> <p>社長は、私からの報告内容を肯定するときは「分かった。了解。そうだ</p>	

よな。」などと、否定するときは「ここだけは注意しろ。こうしてもらいたい。」などと指示をしていた。

また、「後でメモを書いて渡すから。」と言って、指示内容を具体的に手書きしたもの渡してくれることもあった。

(4) 今年1月28日に相嶋と話した内容

1月28日(火)、試験の立ち会いのために静岡の粉体技術研究所に行つたとき、相嶋と2人で話をした。

私が相嶋に「相嶋さんは『社長が社の方針を決めた』と言われてるみたいで」と聞いたら、相嶋は「基本的には社長じゃねえか。」と言っていた。

(5) 平成28年5月26日付け、システィック [] 宛メール

これは、[]さんから[]社製の装置について滅菌又は殺菌の可否の判断を求められたため、返信したメールであった。

返信するに当たり、相嶋に相談したところ、「滅菌・殺菌ができたことを検証することは不可能だろう。」とか言っていたので、その意味がよく分からなかつたが、その内容のまま回答した。

相嶋には、弊社が輸出許可申請をしていないことを前提に相談したことであったし、この当時相嶋が弊社製装置の申請を出していると考えていたはずがない。

(6) 今後のこと

社長には「今回の件が終わるまでは会社に残りますが、終わったら引退させてほしい」と伝えている。

もう辞めたい。終わりにしてほしい。

3 今後の予定

2月16日(日)頃～2月26日(水)頃

[]出張([])

3月2日(月)

[]

3月3日(火)

11:00～取調べ

令和2年3月13日(金)

メモ	担当者 [REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]	
<p>1 取調べ日時・場所 3月13日(金) 17:17 ~ 17:32 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <ul style="list-style-type: none">• 取調べ開始時 被 「黙秘権行使します」 調 理由は 被 「もう言いました」 調 今、言ってください 被 「黙秘します」 調 お茶を飲みますか 被 「いらないです。疲れていますので」• 19:31頃 被 「目眩がします。いろいろと疲れたので」 調 今日は、これで取調べを終了します• 取調べ状況報告書の署名指印を求めたところ 被 「署名・指印、拒否します」 <p>3 被疑者の様子 憔悴しきった表情で、調べ官と目を合わさない。</p>	

令和2年3月14日(土)

メモ	担当者	
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
1 取調べ日時・場所 3月14日(土) 10:50 ~ 11:33 14:05 ~ 15:09 池上署警備課1号室		
2 供述内容		
• 午前 被 「黙秘権行使します」 調 本件と関係のない雑談等には応じるか。 被 「いいえ」 調 どのような話題であれば話をするのか。 被 「すでに申し上げました。一切お話をいたしません」		
• 午後 被 「午前中話しましたように、お話することは一切いたしません」 以下の問に対し、すべて無言 一切話をしない理由は、自分のためか、会社のためか、その両方なのか。 話をしない理由は、言いたくないのか、言えないのか。 これまで、自分、社長と相島に責任があると供述してきた。 今はその責任もないということか。 「はい」「いいえ」でも答えられないのか。 供述する責任も、もうないのか。 一切話をしない理由は、自分の判断なのか、それとも弁護人からの指示なのか。 それが、本当に自分のためになるとを考えているのか。 今後、自分がどうなると考えているのか。		
• 取調べ状況報告書 被 (記載内容を確認し)「拒否します」		
3 被疑者の様子 慄悴した表情で下を向いたまま、ほぼ無言で、調べ官と目を合わさない。		

令和2年3月15日(日)

メモ	担当者	[REDACTED]
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]		
	結果	特異事項・言動
事件に関する供述	する しない 向けてない	
雑談	する しない	
取状への署名	した しない	
調書への署名	した・しない 向けてない	

1 取調べ日時・場所
3月15日(日) 10:40 ~ 11:34 14:03 ~ 14:58
池上署警備課1号室

2 供述内容

- ・午前

被 「一切話すことはいたしません」
 調 本件と関係のないことを含めて一切何も話さないのは、自分の判断なのか。それも言えないのか。
 被 「最初に申し上げたとおりです。一切と言いました」
 以下の間に對し、すべて無言であった。
 無言を貫くことは、自分の信念に反しないのか。
 自分のため、あるいは会社のために、何も言わないのか。
 自分の信念は、もう関係ないのか。
 内心で思っていることを口にする義務はないが、私が言いたいことは、島田さんが当時はこのように思っていたと時々供述する内容は、議事録やメールに全く反映されていない。
 (表情が歪む。)
- ・午後

被 「午前中と同じ、一切いたしません」
 以下の間に、全て無言。

逮捕当日の対応は、これまでの任意段階と比べて、今のように大きく変化した印象はないが、いつ、どこで、いかなる理由で心境の変化が生じたのか。

任意段階の調べで「私は逃げたくないだけです」と言っていたが、今はもう、その気持ちはないのか。

その発言は、任意出頭と取調べに応じていれば、任意の書類送致や行政処分で終わるという意味だったので、今は違うということか。

・取調べ状況報告書

被 (記載内容を確認せず) 「署名しません」

3 被疑者の様子

下を向いたまま、ほぼ無言で、調べ官と全く目を合わさない。

令和2年3月16日(月)

メモ	担当者	
----	-----	--

会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役
 氏名 島田 順司
 生年月日 [REDACTED]

	結果	特異事項・言動
事件に関する供述	する (しない) 向けてない	
雑談	する (しない)	
取状への署名	した (しない)	
調書への署名	した・しない (向けてなし)	

1 取調べ日時・場所

3月16日(月) 10:45 ~ 11:33 14:09 ~ 14:53

池上署警備課1号室

2 供述内容

・午前

被 一切お話をいたしません。

調 おはようございます。

被 (黙して語らず)

調 「おはようございます」と言われたら、「おはようございます」と返すのが、人として当たり前のことではないのですか。

被 (黙して語らず)

調 自分の生き方に反しませんか。

被 (黙して語らず)

調 このようなやり取りも記録として残す。自分のこうした態度が知れ渡っても構わないですか。

被 (黙して語らず)

・午後

被 一切話しません。

調 私に何も話さない理由は、公判で勝負するという考えですか。

被 (黙して語らず)

調 島田さんがこのような態度を突き通す限り、こちらも資料は一切提示しない。

被 (黙して語らず)

調 体調はどうですか。

被 (黙して語らず)

調 体調に関するることは、雑談とは別物では。そのことも話さないというの、自分の意思・判断ですか。

被 (黙して語らず)

調 体調面で問題が生じた場合は、すぐに言ってください。

被 (黙して語らず)

調 大丈夫ですか。

被 (黙して語らず)

調 最後に、何か言いたいことがあれば、言ってください。

被 (黙して語らず)

・取調べ状況報告書

被 (首を横に振り、黙して語らず)

3 被疑者の様子

午前・午後の取調べ開始時以外、終始無言であった。

目をうつすら開けて正面を見ていたが、調べ官と全く目を合わさず、問い掛けにも無反応だった。

憔悴しきった様子で、終始、呼吸も若干荒かった。

令和2年3月17日(火)

メモ	担当者																
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏 名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>結果</th> <th>特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件に関する供述</td> <td>する・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑談</td> <td>する しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				結果	特異事項・言動	事件に関する供述	する・しない 向けてない		雑談	する しない		取状への署名	した しない		調書への署名	した・しない 向けてない	
	結果	特異事項・言動															
事件に関する供述	する・しない 向けてない																
雑談	する しない																
取状への署名	した しない																
調書への署名	した・しない 向けてない																
<p>1 取調べ日時・場所 3月17日(火) 14:28 ~ 15:13 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>被 一切お話をいたしません。</p> <p>調 体調が悪いときは、その旨を伝えてください。</p> <p>被 (無言で頷く)</p> <p>調 夜は眠れていますか。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 食事は取れますか。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 昨日よりは体調が良さそうですね。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 挨拶も交わさないが、話す・話さないことについて、もうちょっと取捨選択ができるんですかね。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 今の黙秘を続ける行為が、本当に正しいことなのか、考えていただきたいた。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 本音では、どうしたらいいのかわからないのでは。</p>																	

被 (黙して語らず、表情が歪む)
調 私は、被疑者で、警察の取調べに黙秘したり、署名・指印を拒否してきたことを後悔した人を何人も見てきた。
被 (黙して語らず)
調 島田さんが黙秘してきたことを後悔する、間違っていたと考える機会が必ず来ると思う。
被 (黙して語らず)
調 今の行為が、個人・会社にとってプラスになるのか、正しい行為であるのか、しっかりと考えてください。
間違っていると判断できる余地・可能性を放棄しないように。
被 (黙して語らず)
調 最後に、何か言いたいことがあれば。
被 (黙して語らず)
調 (取調べ状況報告書の確認、署名・指印を求めたところ)
被 (首を横に振り、黙して語らず)

3 被疑者の様子

取調べ開始時以外、終始無言であった。
下を向いたまま、調べ官と全く目を合わさない。
呼吸が若干荒かった。

令和2年3月19日(木)

メモ	担当者													
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏 名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事件に関する供述</th> <th style="width: 40%;">結果</th> <th style="width: 40%;">特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雑談</td> <td>する (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない (向けてなし)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事件に関する供述	結果	特異事項・言動	雑談	する (しない)		取状への署名	した (しない)		調書への署名	した・しない (向けてなし)	
事件に関する供述	結果	特異事項・言動												
雑談	する (しない)													
取状への署名	した (しない)													
調書への署名	した・しない (向けてなし)													
<p>1 取調べ日時・場所 3月19日(木) 14:27 ~ 15:23 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>被 黙秘します。</p> <p>調 体調はどうですか。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 雜談にも一切応じない、挨拶も交わさないことが、何かプラスになるんですか。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 黙秘を貫いてきたことを、必ず後悔する、失敗であったと思うときが来ますよ。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 間違いであったと、いつごろ気付きますかね。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 この状態がどれだけ辛いのか分かりかねるけど、この方法を続けることは不安ですよね。</p> <p>被 (黙して語らず)</p> <p>調 しっかりと自分で考えていただきたい。</p> <p>被 (黙して語らず)</p>														

調 何も話さないことが、自分と会社のためになると本当に考えているんですか。

被 (黙して語らず)

調 コロナウィルスの影響で、リーマンショック以上の不景気になりそうな状況で、3人は黙秘のまま、会社不在の状態を続けるんですか。

被 (黙して語らず)

調 (取調べ状況報告書の確認、署名・指印を求めたところ)

被 (首を横に振り、黙して語らず)

3 被疑者の様子

取調べ開始時以外、終始無言であった。

下を向いたまま、調べ官と全く目を合わさない。

令和2年3月20日(金)

メモ	担当者																
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">結果</th> <th style="width: 40%;">特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件に関する供述</td> <td>する・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑談</td> <td>する しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				結果	特異事項・言動	事件に関する供述	する・しない 向けてない		雑談	する しない		取状への署名	した しない		調書への署名	した・しない 向けてない	
	結果	特異事項・言動															
事件に関する供述	する・しない 向けてない																
雑談	する しない																
取状への署名	した しない																
調書への署名	した・しない 向けてない																
<p>1 取調べ日時・場所 3月20日(金) 11:11 ~ 11:33 13:40 ~ 14:31 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>(1) 午前</p> <p>調 おはようございます。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 取調べを開始します。自分の意思に反して供述する必要のない供述自由権がありますが。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 水は飲みますか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 挨拶も交わさないのは、自分の意思ですか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 社長と弁護士で決めた方針ですか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 自分の意思はないんですか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 黙秘してきた行為を後で絶対に後悔しますよ。 被 (黙して語らず)</p>																	

調 黙秘することで困るのは、島田さん本人と会社では。

被 (黙して語らず)

調 今、[REDACTED]との民事訴訟はどうなっていますか。

被 (黙して語らず)

調 そこまで弁護士に委ねて大丈夫ですか。

(2) 午後

調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。

被 (黙して語らず)

調 水を飲まれますか。

被 (黙して語らず)

調 黙秘をされても、私は何も困らない。

被 (黙して語らず)

調 (しばらくの間、互いに無言の後、取調べ状況報告書の確認、署名
・指印を求めたところ)

被 (首を横に振り、黙して語らず)

3 被疑者の様子

取調べ時、終始無言であった。

下を向いたまま、調べ官と全く目を合わさない。

令和2年3月22日(日)

メモ	担当者																
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>結果</th> <th>特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件に関する供述</td> <td>する (しない) 向けてない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑談</td> <td>する (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				結果	特異事項・言動	事件に関する供述	する (しない) 向けてない		雑談	する (しない)		取状への署名	した (しない)		調書への署名	した・しない 向けてない	
	結果	特異事項・言動															
事件に関する供述	する (しない) 向けてない																
雑談	する (しない)																
取状への署名	した (しない)																
調書への署名	した・しない 向けてない																
<p>1 取調べ日時・場所 3月22日(日) 10:44 ~ 11:32 14:01 ~ 15:52 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>(1) 午前</p> <p>調 おはようございます。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。 被 黙秘します。</p> <p>調 水は飲みますか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 社長と相島は雑談に応じています。 被 (黙して語らず。険しい表情でまばたきを繰り返す)</p> <p>調 雑談に応じないという方針についても3人で一体性がない。どうなってますか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 起訴される・されないについて、どのように考えていますか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 起訴された場合、自分の主張はこうというのがあるのだろうけど、他の社員、経産省、システック、自分自身が発言・記載してきた内</p>																	

容等、360度全ての要因から判断される。

被 (黙して語らず。険しい表情でまばたきを繰り返す)

調 何とかなるんですか。

被 (黙して語らず)

(2) 午後

調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。

被 黙秘します。

調 水を飲みますか。

被 (黙して語らず)

調 取調べ状況報告書に、社長と相嶋は署名している。

被 (黙して語らず)

調 自分が社長、相嶋と違うことをしていても、自分の意思なんで関係ないということですか。

被 (黙して語らず)

調 社長は接見禁止が一部解除された。どう思いますか。

被 (黙して語らず)

調 黙秘をされても、私も、組織も、何も困らない。

このやり方を絶対に後悔することになりますよ。

被 (黙して語らず)

調 (取調べ状況報告書の署名・指印を求めたところ)

被 しません。

3 被疑者の様子

供述自由権の告知と取調べ状況報告書の確認時以外、終始無言であった。

下を向いたまま、調べ官と全く目を合わさない。

令和2年3月23日(月)

メモ	担当者																
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>結果</th> <th>特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件に関する供述</td> <td>する (しない) 向けてない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑談</td> <td>する (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない (向けてなし)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				結果	特異事項・言動	事件に関する供述	する (しない) 向けてない		雑談	する (しない)		取状への署名	した (しない)		調書への署名	した・しない (向けてなし)	
	結果	特異事項・言動															
事件に関する供述	する (しない) 向けてない																
雑談	する (しない)																
取状への署名	した (しない)																
調書への署名	した・しない (向けてなし)																
<p>1 取調べ日時・場所 3月23日(月) 10:47 ~ 11:26 14:06 ~ 15:37 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>(1) 午前</p> <p>調 おはようございます。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 取調べを開始します。供述自由権がありますが、どうしますか。 被 黙秘します。</p> <p>調 水は飲みますか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 最後まで雑談にも応じないつもりですか。 被 (黙して語らず)</p> <p>調 話したいこと、話せることがあったら、言ってください。 被 (黙して語らず)</p> <p>(2) 午後</p> <p>調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。 被 黙秘します。</p> <p>調 水を飲みますか。 被 (黙して語らず)</p>																	

調 今後、どのように処遇されると思っていますか。

被 (黙して語らず)

調 起訴、公判請求されると考えていますか。

被 (黙して語らず)

調 取調べ状況報告書は確認しましたか。

被 はい。

調 署名・指印は。

被 いや、しません。

3 被疑者の様子

取調べ時、供述自由権の告知と取調べ状況報告書の確認時以外、終始無言であった。

下を向いたまま、調べ官と全く目を合わさない。

令和2年3月24日(火)

メモ	担当者 [REDACTED]															
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>結果</th> <th>特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件に関する供述</td> <td>する (しない) 向けてない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑談</td> <td>する (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した (しない)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			結果	特異事項・言動	事件に関する供述	する (しない) 向けてない		雑談	する (しない)		取状への署名	した (しない)		調書への署名	した・しない 向けてない	
	結果	特異事項・言動														
事件に関する供述	する (しない) 向けてない															
雑談	する (しない)															
取状への署名	した (しない)															
調書への署名	した・しない 向けてない															
<p>1 取調べ日時・場所 3月24日(火) 11:24 ~ 11:40 14:10 ~ 15:35 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>(1) 午前</p> <p>調 おはようございます。 被 (黙して語らず) 調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。 被 はい、黙秘します。 調 水は飲みますか。 被 いります。 調 本件と関係のない雑談にも応じないのでですか。 被 黙秘しますと申し上げました。</p> <p>(2) 午後</p> <p>調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。 被 黙秘します。 調 黙秘を突き通すのは、反省していないということですか。 被 (黙して語らず) 調 一切の書類に署名しない。これも、反省していないということですか。</p>																

被 (黙して語らず)
調 何か言葉にしたいことはありますか。
被 (黙して語らず)
調 取調べ状況報告書は確認しましたか。
被 はい。
調 署名・指印は。
被 しません。

3 被疑者の様子

取調べ時、上記受け答え以外、終始無言であった。
苦しげな表情で下を向いたまま、調べ官と目を合わさない。

令和2年3月28日(土)

メモ	担当者 [REDACTED]															
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>結果</th> <th>特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件に関する供述</td> <td>する・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑談</td> <td>する しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			結果	特異事項・言動	事件に関する供述	する・しない 向けてない		雑談	する しない		取状への署名	した しない		調書への署名	した・しない 向けてない	
	結果	特異事項・言動														
事件に関する供述	する・しない 向けてない															
雑談	する しない															
取状への署名	した しない															
調書への署名	した・しない 向けてない															
<p>1 取調べ日時・場所 3月28日(土) 10:39 ~ 11:26 14:06 ~ 14:52 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>(1) 午前</p> <p>調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。 被 黙秘します。 調 お水はどうしますか。 被 (黙して語らず) 調 水を飲みたくなったり、体調面に問題が出た場合は、伝えてください。</p> <p>(2) 午後</p> <p>調 午後、取調べを再開します。供述自由権がありますが。 被 黙秘します。 調 水を飲みますか。 被 (黙して語らず) 調 (取調べ状況報告書を提示・説明した後) 確認しましたか。 被 はい。 調 署名・指印は。 被 しません。</p>																

3 被疑者の様子

取調べ時、終始、下を向いている。

供述自由権の告知時、取調べ状況報告書の確認時以外、無言であった。

令和2年3月29日(日)

メ	モ	担当者 [REDACTED]															
会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役 氏名 島田 順司 生年月日 [REDACTED]																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>結果</th> <th>特異事項・言動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事件に関する供述</td> <td>する・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑談</td> <td>する しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取状への署名</td> <td>した・しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調書への署名</td> <td>した・しない 向けてない</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				結果	特異事項・言動	事件に関する供述	する・しない 向けてない		雑談	する しない		取状への署名	した・しない		調書への署名	した・しない 向けてない	
	結果	特異事項・言動															
事件に関する供述	する・しない 向けてない																
雑談	する しない																
取状への署名	した・しない																
調書への署名	した・しない 向けてない																
<p>1 取調べ日時・場所 3月29日(日) 10:54～11:30 13:28～14:08 池上署警備課1号室</p> <p>2 供述内容</p> <p>(1) 午前</p> <p>調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。 被 はい、黙秘します。 調 お水はどうしますか。 被 (黙して語らず) 調 体調はどうですか。 被 (黙して語らず) 取調べ終了後、留置場に護送中 調 夜、眠りますか。 被 はい。</p> <p>(2) 午後</p> <p>調 取調べを再開します。供述自由権がありますが。 被 黙秘します。 調 水を飲みますか。 被 (黙して語らず) 調 島田さんの方から何かありますか。話せること、話したいことと</p>																	

か。

被 (黙して語らず)

調 (取調べ状況報告書を提示・説明した後) 確認しましたか。

被 はい。

調 署名は。

被 しません。

取調べ終了後、取調べ室において

調 体調面で問題が出た場合は、担当の人に伝えてください。

被 (無言のまま頷く)

3 被疑者の様子

取調べ時、終始、下を向き、視線も落としたままであった。

令和2年3月30日(月)

メモ	担当者	
----	-----	--

会社名・役職 大川原化工機株式会社・取締役
 氏名 島田 順司
 生年月日 [REDACTED]

	結果	特異事項・言動
事件に関する供述	する・しない 向けてない	
雑談	する しない	
取状への署名	した しない	
調書への署名	した・しない 向けてない	

1 取調べ日時・場所

3月30日(月) 13:11 ~ 13:46

池上署警備課1号室

2 供述内容

調 取調べを開始します。供述自由権がありますが。

被 黙秘します。

調 島田さん、お水は。

被 (黙して語らず)

調 体調は大丈夫ですか。

被 (黙して語らず)

調 今、何か言いたいことはありますか。

被 (黙して語らず)

調 (取調べ状況報告書を提示・説明した後) 確認しましたか。

被 はい。サインしません。

3 被疑者の様子

取調べ時、終始、下を向き、視線も落としたままであった。

供述自由権の告知、取調べ状況報告書の確認時以外、黙して語らなかった。